



完成間近の「片平エクステンション教育研究棟」

東北大学法学部同窓会 会報

第37号
東北大学法学部同窓会

〒980-8576
仙台市青葉区川内
東北大学法学部内
Tel・Fax 022-795-6181
発行日 平成22年7月21日

印刷所
株廣済堂



川内だより

会長 芹澤英明

ださいますようお願い申し上げます。

平成二十一年四月に、法学研究科長・法学部長に選任され、同窓会長を務めさせていたがくことになつてから早くも一年余の時間が経過しました。昨年度は、昭和三十四年に同窓会が設立されてから五十周年という記念の年に当たり（同時に、昭和二十四年に法文学部から法学部が独立してから六十年目を迎えた）、「東北大学法学部同窓会五十周年記念誌・若き日の友情と感激のために」の発行、五十周年記念総会として同窓会本部・宮城支部合同総会が開催される等、いくつかの記念行事が挙行されました。「五十周年記念誌」の表紙を飾る題字「若き日の友情と感激のために」は、法学部初代学部長だった故中川善之助ご自身の揮毫によるものであり、川内南キャンパスの「中善並木」に置かれた記念石碑の文字からとられました。もしまだの方がいましたら、中川先生が定礎を築いた東北大学法学部六十年同窓会五十年の歩みを振りかえるため、歴代学部長・同窓会長・教員の方のエッセイ、同窓会各支部の歴史、会員の方の思い出話等が満載の本誌を、これを機会に、是非手にとつてお読みく

平成二十一年十月には、研究者スタッフとして、大阪市立大学法学部から中原茂樹教授（行政法）が赴任されました。平成二十二年三月末には、松井智予准教授（商法）が、惜しまれつつ、上智大学法学研究科法曹養成専攻に移るために退職されました。また、生田長人教授（都市法）が、定年退職されました。生田教授は、

法学研究科・法学部の近況等につきまして、教員スタッフの異動を中心にご報告させていただきます。まず、平成二十一午七月に、公共政策大学院の実務家教員として、諏訪園貞明教授（公正取引委員会）、九月には、橋本逸男教授（外務省）が赴任されました。橋本教授は前職のブルネイ大使としてのご経験を活かし、中国事情に精通した東アジア外交政策の専門家として、学部や研究大学院における研究教育への貢献も期待されています。これに対し、七月末には、海野洋教授（農林水産省）が任期満了により公共政策大学院を去られました。

平成二十一年十月には、研究者スタッフとして、大阪市立大学法学部から中原茂樹教授（行政法）が赴任されました。平成二十二年三月末には、松井智子准教授（商法）が、惜しまれつつ、上智大学法学研究科法曹養成専攻に移るために退職されました。また、生田長人教授（都市法）が、定年退職されました。生田教授は、

平成十六年四月の公共政策大学院設立に際し、初代院長（大学院公共政策専攻長）として、二年間研究者と実務家の双方を一つにまとめあげ、新しい専門職大学院の確立に対し多大な貢献をされました。法科大学院の専任教員の動きとしては、実務家教員として活躍されてきた藤田紀子教授（弁護士）が任期満了につき退職されました。

平成二十二年四月には、次の新任教員をお迎えしています。犬塚元准教授（政治学史）、白井正和准教授（商法）、内海博俊准教授（民事訴訟法）のお三方は、それぞれの専門分野で学部・研究大学院における研究教育活動を担ってくださる心強いスタッフです。犬塚准教授が私たちにとってなじみの深い伝統的な学者であるのに対し、白井准教授が日本銀行勤務からアメリカ合衆国における在外研究を経て学界に戻られたり、内海准教授が東京大学法科大学院修了後法曹資格を得て助教として研究の道に入られたりしているのを見ると、本研究科では、他大学に先駆けて、新しいタイプの若い研究者教員が活躍を始めようとしているということを改めて実感いたします。

ただ、私がここで力説したいことは、今回研究科が行つた調査によると、巷での印象とはむしろ逆助教の動きをみると、平成二十二年三月末に、西岡正樹氏（刑法）が山形大学人文学部に就職され、片平を離れました。同四月には、入れ替わりに新任として伊藤吉洋氏（商法）が法科大学院・公共政策大学院担当の助教に採用されています。

以下、法学研究科・法学部における研究教育活動についてお知らせいたします。第一に、皆様の関心が高いと思われる法科大学院教育の現状について若干の説明をいたしたいと思います。本学では、平成

二十二年度から、他の有力国立大学の法科大学院と同様、入学定員を二割削減し（百名→八十名）、より少人数教育を充実させて教育体制を強化することとしました。特に全国的にみて法学未修者（3年コース）の学力が、法学既修者（2年コース）に比べて低いことから、本学では、法学既習者コースの定員を五十五名程度に据え置き、未修者コースを二十五名程度に削減し、この問題に対応いたしました。法科大学院修了者の動きをみると、平成二十一年度九月に発表された新司法試験の結果が、合格者数三十名（全国七十四校中三十位）、合格率十九・四%（全国平均二十七・六%、全国十九位）と、開設以来最悪となりました。その前の年が開設以来最高の結果だつただけに、学生の側にも教員の側にも油断があつたことは否めません。平成二十二年四月、院長になられた佐藤隆之教授（刑事訴訟法）の下、現在、法科大学院ではこの結果を深刻に受け止め、原因の解明と改善措置の策定実施が積極的に行われています。

ただ、私がここで力説したいことは、今回研究科が行つた調査によると、巷での印象とはむしろ逆に、東北大学法科大学院の修了生は非常に良い結果を出しているということです。たとえば、5年間で3回受けることができる新司法試験の累積合格率をみると、法学未修者が初めて修了した平成18年度修了者は、本法科大学院修了者の七十二・二%が合格しています。七割を超える結果を出しているのが全国七十四校中数校しかない（中教審大学分科会法科大学院特別委員会最終報告「法科大学院教育の質向上のための改善方策について」平成二十一年四月）ことを考えますと、総じて本法科大学院修了者が

の実力は優れているのであります。昨年の結果がむしろ異常だったといえるでしょう。さらに、東北大学法学部卒業者で本法科大学院に進学した修了者に限つて見ると、最悪だった昨年の司法試験結果でもその合格率は五十%を超えていました。平成十八年から二十一年までの累積合格者では、法学未修者を含む東北大学法科大学院修了者全体の合格率が三十七・二三%であるのに対し、東北大学法学部卒業生に限ると五十六%であり、これは最上位の数校の合格率に匹敵しています。ここに問題解決の系図があります。法科大学院のカリキュラムはケース・メソッドを用いた双方向授業を中心ですので、法科大学院教育の成功のために、法学部時代にどこまでしっかりと基礎的な法学教育がなされているかが重要です。そこで、これからは学部専門教育をこれまで以上に重視し、早い段階で法学・政治学の面白さに触れさせた上で、優秀な法学部生を法科大学院へ、さらにはこの後説明する研究大学院博士後期三年の課程へと誘導することが必要ではないかと考えています。

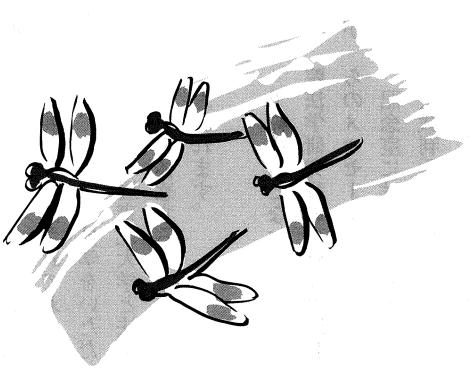
しを行つて学生に対して一層手厚い教育を行つてい
く必要があると考えます。

次に、研究大学院における研究教育活動の動きに目を転じますと、平成二十一年度からグローバルCOEプログラム「グローバル時代の男女共同参画と多文化共生」（拠点リーダー・辻村みよ子教授）の一環として、東北大学と諸外国の大学との双方で英語論文によつて博士号を同時に取得する、いわゆるダブル・ディイグリーのコースとして、「クロスナショナル・ドクトラル・コース（CNDc）」が設置され、毎年約十名の留学生が大学院博士後期3年の課程に入ることになりました。今年度は、英國シェフナル・ドクトラル・コース（ENS - Lyon）やリヨン第二大学、中国の清華大学や社会科学院法律研究所等から、若き俊英達が続々と仙台に来て、四月に開催された桜セミナー等を中心に研究発表を行い、日本人学生との間で有意義かつ活発な研究交流活動を展開していくまです。

第三に、法科大学院・公共政策大学院設置後の研究大学院のあり方の将来像について、現在の検討状況をお知らせいたします。前号の「川内だより」で書きましたように、平成十六年以來、法学部の優秀な学生が法科大学院・公共政策大学院等に進学するようになつたため、法学政治学の研究者養成を行つてきました全国の有力な国立大学で、研究大学院の充足率の著しい低下が発生しました。本研究科では、これを本学としてこれ以上放置できない深刻な事態であると受けとめ、平成二十二年度から始まつた第二期中期目標中期計画の実施にあわせ、研究科全体と

して対策を早急に考えることといたしました。私たちは、研究大学院前期二年・後期三年の課程の内、特に後期三年の課程のカリキュラムを見直し、従来の研究者養成機能を担う「法政理論専攻コース」、留学生のためにGCCEで先行実施しているダブル・ディグリー制度の一層の発展を目指す「国際共同博士課程コース」、法科大学院における研究教育活動を担う人材養成のため法科大学院修了かつ法曹資格取得を進学の前提とした「後継者養成コース」（いずれも仮称）の三つに分け、あわせて修士と博士の入学定員を見直すことを計画しています。いずれにせよ、博士後期三年の課程に優秀な学生を集めるためにには何らかの予算措置を講じなければなりません。特に、司法修習の給与制が廃止されたこともあり、法科大学院の修了生は経済的な負担が大きくなり、優秀な後継者を大学に呼び戻すためには、積極的な財政支出が必要です。現在の厳しい財政事情の下で、この構想がどこまで実現するか予断を許しませんが、研究中心主義の原点に戻り教員一同知恵をしぼりますので、同窓生の皆様におかれましては、この動きを暖かい眼差しで見守り、特に人材育成の観点から、大学院における後継者養成のために様々な局面でサポートしてくださいますようお願いいたします。

An illustration featuring four stylized dragonflies with long, thin bodies and delicate wings, rendered in black and white. They are depicted in flight against a dark, textured background that suggests a landscape or water surface.



「小田滋國際司法裁判所判事記念室」開設

昨秋、片平キャンパス内に、小田名誉教授の国際的なご活躍を記念する新たな法学部関連の施設が完成しました。開設にご尽力された植木東北大学理事にご紹介いただきます。

小田滋國際司法裁判所

判事記念室について

東北大学理事 植木 俊哉

雨林先生

予約窓口となつてゐる、大学

服や国際司法裁判所の法廷写真

らのメッセージ

置かれているハレク平和宮のミ 講堂には 小田先生が國防

二チニ万ヤテル六ト・タイル
司法裁判所の半事はご就任され
テラノヅの運河谷ハの民家のミ
る前のものか、判事とご恩干

オランダの運河沿いの邸家の多くは、以前のものから半歩をこえて、

数多くの方参觀され、大いに好評を博す。多くの方に喜んで貰うことを目的としている。

明治の言論品を展示している。重石品を展示する機会が多い。

インは、本学工学研究科の櫻井 学時代に執筆された学位論文

一弥氏の設計になるもので、全や、小田先生が西ドイツの訴訟

体がシックな落ち着いた色調で 代理人を務められた国際司法裁判所

統一されていきます。判所の「北海大陸棚事件」の資

本記念室は、事前に予約をす
料、国際司法裁判所判事にご就

ればどなたでも見学が可能と 任後に小田先生が実際にご着用

なっております（連絡先・法
されていた法服や裁判官専用の

学研究科専門職大学院係助教室 旅券、そして判事をご退任され

1、電話：〇一二一—二一七一　る際に同僚の判事から贈られた

五〇九五)。法学部同窓会の会 記念の品などから、小田先生の

員の皆様には、片平キヤンバス
ご活躍の様子が伺えます。

国際司法裁判所の公式判例

心の詫念室にお立ち寄りいたた
き、ご見学をいただければ幸い
集 (I.C.J. Reports) や調答書面

です。なお、小田先生記念室の 記録集 (I.C.J.Pleadings) など

のほか、小田先生が判事時代に関与された多くの事件に関する大変貴重な内部資料等も閲覧いただけます。さらに当記念室では、国際法関係の書籍（和書・洋書・古典）も多く所蔵しており、特に海洋法、国際司法裁判所関係の書籍は充実しております。

これまでに、国際法を専門で研究する方のみならず、一般の方々も見学に来られており、今後さらに多くの方々に興味を持っています。お問い合わせください。

当記念室は、平日午前10時から午後5時まで見学可能です。

見学料は無料です。見学にあたりましては、事前に予約をしていただき必要があります。見学希望日の前日午後5時までに、下記連絡先に申し込みをお願いいたします。

連絡先・東北大学大学院法学
研究科 専門職大学院助教室1
助教 小野昇平

電話：〇二二一-二二一七一
五〇九五（呼出）

E-Mail : shohei-o@law.
tohoku.ac.jp (小野)



平成22年度卒年別 会費納入会員数

卒 年	昭13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	旧28	新28	29	30	31	32	33	34	35	36	37
会員数	1	2	1	7	5	4	10	1	5	14	20	3	7	10	13	23	28	38	31	37	47	35	51	55	58	33
卒 年	昭38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63
会員数	25	57	21	28	21	43	32	33	20	29	34	20	22	24	27	12	24	19	26	16	19	14	9	17	15	15
卒 年	平1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	院	入学21	合計		
会員数	11	17	16	11	5	12	6	10	14	7	7	5	8	4	7	7	9	9	7	5	5	9	194	1584		

*「院」…全ての大学院卒業・修了者を対象

- 「記念誌」の申込と同時に、会費を納入された方が多く、昨年に比べ増加。
- 36年卒が最高でした。
- 平成卒の方々に、ご協力をよろしくお願ひいたします。

講演要錄



「法律を学ぶこころ」

公害等調整委員会委員長・
元札幌高等裁判所長官

大内捷司
(昭和40年卒)

本稿は、平成 21 年 4 月 8 日に実施されました法学部新入生に対するオリエンテーションにおける講演内容です。

1 はじめに（自己紹介）

ただいま、ご紹介を受けました
大内です。まずは、皆さんの本学
へのご入学を、心からお喜び申
上げます。

私が本学の法学部に入学したの
は昭和35年のことですから、もう49
年も前のこととして、当然、皆
さんは、まだこの世には生まれて
おりません。そういう私が、皆さ
んのご入学のお祝いに何かお話一
するということは、やや時代錯誤
ではないか、と思われるかも知れ
ません。しかし、皆さんには法律学
を志した訳ですから、大学を出た
後ずっと法律に携わってきた先輩
が、「法律を学ぶこころ」につい
て話をしようとするには、そ
れなりに意味があるのではないか
と考え、法学部同窓会のご指示で、
今日、ここでお話をするようにな
ったという次第です。

はじめに、私の経歴の概略を申
し上げておきたいと思います。い
ま申したように、大学入学は昭和
35年ですが、司法試験のため1年
余分に在学し、昭和39年秋に司法
試験に合格して、昭和40年3月の
卒業です。司法研修所で2年間の
実務教育を受け、昭和42年に裁判
官に任命しました。最初は判事補
ですが、10年の経験を積んだ後に
裁判官になりました。裁判官として

は、民事・刑事・家事と一通りの経験を積みましたが、判事になつてからは、主に、民事裁判官として裁判実務を担当してきました。そして、地方裁判所の民事部総務（いわゆる裁判長）を務め、やがて地方裁判所の所長を経て、高等裁判所の部総括・裁判長を経験し、最後に、札幌高等裁判所の長官を務めて、平成19年1月、65才で定年退官しました。裁判官生活は、合わせて39年間になりました。

定年退官の後は、後身の育成に当たろうと考え、私立大学の大学院法務研究科（いわゆるロースクール）の教授に招かれて、自宅のある名古屋にいったん戻ったのですが、平成19年7月、前期の講義途中で、総務省の外局である公害等調整委員会の委員長に任命され、公害紛争処理の専門機関を担当するようになりました。現在、その2年目という経歴であります。

ようするに、大学卒業後、ずっと裁判の現場でごし、定年後も公害紛争を解決する仕事をしておりまして、私の半生は、まさに「法律」とともにあつた、と言うことができると 思います。そこで今日は、私が法律を学んできたプロセスを紹介し、法律を学んでいく上で考えておいていただきたいこと

2 私の大学生活

まず、私が最初に法律・法学に出会った大学での生活から話を始めます。

(1) 法学部を志望した動機

そもそも、なぜ法学部を選んだかということですが、私の兄が既に東北大学の工学部と医学部に入っていて、同じ理系の学部ではずっと頭が上がらなくなる。それは避けたいとか、法学部であれば将来「漬しが効く」とか、そういう気持ちがあつたことも事実です。しかし、私にとつての決定的な出来事としては、いわゆる「松川事件」の判決がありました。私の実家は、福島県の松川町の近くですが、昭和24年、東北本線松川駅の近くで列車転覆の大惨事が起き、多数の死傷者が出来ました。そして、事故ではなく、誰かが仕組んだ事件であるというのです。この事件を「松川事件」というのですが、検察は、この事件を、労組系の人人が仕組んだ組織犯罪であるとして起訴し、被告人らに死刑の求刑をしていたのです。一審の福島地裁、二審の仙台高裁は、いずれも死刑を含む有罪判決を言渡しました。しかし、私が高校生で進路を考えていた当時、最高裁は、

台高裁の門田裁判長は、「珠玉の原判決を破棄し、事件を仙台高裁に差し戻したのです。その後、仙実を発見した」と言って、全員に無罪の判決を言渡しました。もちろん、高校生であった当時の私は、事件の真相が分かる訳ではありません。しかし、世の中の関心事に対し、これを裁ききるという司法の役割に、大きな感動を覚えたことは事実です。この事件が私は法律を学んでみようという動機を与えてくれたのです。

(2) 昭和35年に法学部に入学した同級生は、いまだ「35J」と言って同窓会をやつておりますが、教育部時代は、大学祭に、当時としては、まだ「はしり」であつた焼き鳥の模擬店をやつたり、川内の記念講堂を使わせてもらつて模擬裁判の公演をしたりして、大変に楽しく過ごしたもので。今でも構内に残っている『中善並木』は、教養部の学生であつた我々を応援してくれた、学部の中川善之助教授を慕つて、我々の学年で、焼き鳥店の収益を基金にして記念植樹した木村亀二先生、憲法で、ドイツ、

ケルゼン学派の学理を継承し、論理明快な講義をされていた清宮四郎先生、民法・親族相続法の権威教授で、戦後的新家族法制定に尽力した、人間味あふれる中川善之助先生など、いずれも名だたる名物教授あたり、私たちは、これら名物教授の先生方から、それぞれ、最終講義を聴くことができました。その時期に前後して、「民法三羽ガラス」と言われた、幾代通教授 鈴木禄弥教授、広中俊義教授らが揃われたのです。このような学問的環境はすばらしいものであります。このように司法修習生は全国の各大学卒業生が集まっているのですが、私も東北大生が、これらの教授陣から直接指導を受けてきたことについては、大変に羨ましがられたのです。

かつた法社会学的分析を駆使し、日本社会の構造に批判的に迫る名講義であつたと思つています。

(3) それぞれの教授たちの講義やゼミを楽しんで聴いているうちに、すぐに4年生になつてしましました。私は、のんびり構えていたようで、今で言う「就活」ですか、卒業後の進路について、その時期まで余り考えていませんでした。

しかし、4年生の春になつて、会社説明会などが始まり、いよいよ考えなければならない時期になりました。実業界に入る道、行政官庁に入る道、法律家となる法曹になる道、大学で研究者になる道などが考えられた訳ですが、私は法曹・法律家を目指すことにしきりました。今は、法科大学院制度がありますから、法曹になる手順は制度的にはつきりしていますが、私たちは、司法試験受験には、すべて自分で準備するばかりませんでした。私は、次の年の司法試験を目指に、「1年間だけ」と期限を自分で決めて、受験勉強をすることにしました。そしてこの期間、がむしゃらに取り組みました。

しかし、後から考えてみても、この期間の学習は、あくまでも受験勉強でしかなかつたように思います。思うに、将来の後々にまつた。

で役に立つ法律の学習というの
は、学部の教授方の長年にわたる
研究に基づいた、制度の社会的背
景、歴史的沿革、外国制度との比
較、次の時代につながる制度的展
望などをきちんと学ぶことにあり
ます。そういう基礎を理解してこ
そ、身についた学習になるのです。
これと、資格試験のための勉強と
は、同じを見てはいけないと思
います。大学での法律の学習は、そ
れぞれの分野の権威ある教授らが
身近にいるわけですから、その学
識を最大限に吸収すべきであります。
そのような学習こそ、どんな
職業につくことになつても、生き
る上での“力”になっていくのだ
と思います。学部の時代には、そ
ういう基礎理論をしつかり学んで
いただきたいと思います。

3 司法研究所で学んだこと

護科目、刑事弁護科目と、自分の志望にかかわらず、全部の科目を履修しなければなりません。実務教育の具体的なことを、今ここで申し上げることは、あまり意味がありませんが、1つだけ申し上げておきたいと思います。それは、民事系科目における「要件事実の理論」についてです。すなわち、「法律要件」「法律要件に該当する具体的的事実」という概念です。

民事の実務で問題になるのは、要するに、紛争当事者に権利があると言えるかどうかです。それがあると言えるためには、権利の発生要件を吟味するという仕事があります。大学で民法は学んでいたつもりですが、ある紛争事案で、一方に権利があると言えるのか、他方に義務があると言えるのかは、紛争当事者双方の言い分の中から、権利の発生要件をつぶさに検討しなければならないという課題があるのです。既に学んでいたつもりの民法を、もう一度、別な角度から、すなわち、訴訟法と結びつけて、法律要件となっている事実をどう証明するのかという課題と結びつけて、言つてみれば、平面的にとらえていた法律の世界を、立体的にとらえなおす学習が必要であったのです。

4 裁判官としての経験

必要はありませんが、専門の分野に入っていくということは、その奥に、今まで知っていた知識とは別の次元の、新しい世界がさらに広がっていることを、深化のプロセスにはそういうことがしばしばあるということを、理解しておいてもらいたいと思います。

司法研修所での2年が過ぎると、司法修習終了の試験があります。司法試験が1回目の試験として、この試験を2回目の試験ですから、「2回試験」と言つてゐるのですが、訴訟記録を渡されて、夕方5時までの試験時間内に判決起案や弁論要旨などを作成するという実技試験です。5科目ありますから、5日間続く体力勝負です。これに合格しなければ法曹資格を得ることはできません。この試験の後に、裁判官になるか検察官・弁護士になるか、進路の選択がまっています。私は、法学部を目指していた時の動機を思い出して、あまり迷わずに、自然に裁判官の道を選びました。

ら仕事をします。指導を受けるといつても、判事補も裁判長と同じ一票の評決権がありますから、自分で意見を述べ、それに沿った判決を書き下ろし、裁判長がこれにすこし手を入れることになるのです。そのような判決が書けないと、古い事件が残っておりました。昭和27年に皇居前広場で起きたデモ隊が警察官と衝突し、多数の死傷者を出した騒擾事件で、刑事事件になつておりました。民事の事件は、警察官の発砲で死亡したデモ隊員の遺族が損害賠償を求めているものです。とにかく、証拠書類が6段組のロッカーにいっぱい入っているのです。その分量に驚いてしまいました。配属されてから3年目になつて、ようやく判決を書き終えたという思い出があります。

(2) 民事の裁判官は、合議事件の陪席で100件近く、単独事件では200件近く担当しますから、日々、事件との格闘です。法律や判例は知つていることが当たり前で、法律問題ではあまり悩まなければなりません。それでも、ほん

んどの事件では、事実の認定で苦しむことになります。事件の本人は、争いの渦中の中では自分の思い込みが真実になってしまっています。本人に聴いても真実が現れるとは限りません。合理的な手法で証拠を判定し、過去の一回限りであつた事実を見発見することになります。事件当事者の人間性を分析し、合理的に推論を重ねていく仕事です。これは、過去にあつた事実の有無を確定するという意味では歴史家の仕事に似ていますし、経験則にそつて合理的な推論をするという意味では科学者の仕事に似ております。事実認定というのはそういう仕事です。

事件の種類としては、普通の市民紛争のほか、医療過誤訴訟、労働事件、行政事件、知的財産権の事件など、いろんな事件をやらなければなりません。

私が担当した民事事件で、今まで少し気になる事件がありました。昭和50年代、岡山地裁で担当した医療過誤訴訟ですが、病院側が腎臓の腫瘍（ガン）を見過して死に至らしめたという訴えです。この患者は、交通事故で入院したのですが、実は事故により

内臓破裂の重傷を負つておられました。医師は、腎臓のX線造影写真（血管に造影剤を入れてX線撮影をする写真）を見て、交通事故による腎破裂の映像であると判断し、保存療法、すなわち全身状態を管理しながら自然治癒を待つという治療方法をとりました。しかし、そのX線造影写真からは容易に腎腫瘍・胎児性のウイルムス腫瘍も疑われる、それを見誤った過失があるという主張です。事故による怪我がほぼ治癒した段階で、患者に腎臓の腫瘍が見つかることで、既に手遅れで、救命できませんでした。訴訟の中でアメリカに留学して腎の腫瘍を専門的に学んできた専門医は、「稀有名な症例ではあるが、この初期のX線写真からでも、外傷ではなく腎腫瘍であると判定できる」という意見をだしました。しかし、別な医師は、「この段階の写真では、事故による腎破裂と区別できない」というのです。交通事故に対応する救急病院で、専門医のような判定が可能であったかどうか、担当医がX線造影写真を見ても腎破裂であると診断したことには過失は認められないと判断になりました。現在の技術水準、すなわちM

R I 写真（磁気断層写真）で診察すれば容易に判別できたのかもしれません。私は、当時の医療水準に基づいて、適正に判断したつもりでいるのですが、今一つ、担当医の弁解を鵜呑みにしてしまったのではないかという思いも残るのです。

判決では、こうでしかないと断定的に判断を示していくのです。が、判断する立場には、常に悩みが尽きないものがある、という実状を申し上げたいと思います。

(3) また一時期、刑事案件を担当したこともありました。思い出に残る事件としては、盛岡地裁で担当した「雲石事件」をあげることができます。自衛隊機と全日空機が岩手県雲石町の上空で空中接触し、全日空機が空中で分解破裂し、200人を超える乗客らが全員死亡したという事件です。自衛隊機のパイロットは、松島基地の航空自衛官でしたが、接触直後に脱出レバーを引いて空中に飛び出し、パラシュートで地上に戻りました。警察は、その自衛官を業務上過失致死で逮捕し、検察がそのまま起訴したという事件です。起訴の内容は、自衛隊機が旅客機の航路を侵犯した過失があるというのですが、大空には、道路にあら

ん。また、旅客機だから優先権があるという定めもありません。我々合議体は、結局、自衛隊機のパイロットが旅客機を目視できたはずであるのに、見張りを怠ったという過失を認定したのです。毎時 500 キロを超える速度で旋回下降する自衛隊機からそれ以上の速度で接近する全日空機を見つけるのですから、3 次元で相対飛行する航空機間の視野（見える範囲）を特定するという、大変に難しい事実認定になりました。パイロットに求められる科学技術上の知識・経験を、裁判官が追体験して、こうであつたという判断をして、なければならなかつたのです。

(4) その後、また民事の担当に戻りましたが、やがて司法界は、司法制度改革の時代に入りつありました。戦後、新憲法が制定された際に、戦前の司法制度を一掃する大改革をしましたが、その時期に次ぐ、第 2 期の制度改革をやろうというのです。昭和の時代も終わり、平成に入ろうとする時期でしたら、民事訴訟法を初めとする多くの法律が明治時代に定められたまま（部分的な改正は重ねられていましたが）、骨格は旧態依然のままであつたのです。私は、その時期、既に裁判長になつていましのので、裁判所の中では、一定の

とりまとめ役をする立場になつておりました。

まず、民事訴訟法の改正問題でした。平成8年に新・民事訴訟法が成立し、平成10年から施行されたのですが、その前の時期に、改革の内容をどうするか、法制審議会で議論が続いておりました。私は、直接に立法に携わったわけではありませんが、現場裁判官の立場で、いろいろ意見を提出してきました。最大の問題は、集中証拠調べを原則化できるかどうかです。当時、名古屋地裁に勤務していたのですが、名古屋地裁で「集中証拠調べ研究会」を作り、裁判官と書記官が一緒になつて議論を重ね、集中証拠調べを実施する方策を提言いたしました。その結果を、「判例タイムス」という法律雑誌に発表しました。この時の検討内容は、改正法に盛り込まれるようになつて行つたのです。

次の課題は、破産法の全面改正でした。旧破産法は、実情にあわない規定が沢山ありました。そのため、裁判所ごとにかなり法律を無視した運用もありました。なによりも、大量消費の時代に入り、経済的破綻者が数多く出るようになつて、市民にとって裁判官はどういう配慮が必要か、裁判所の内部では、裁判員を交えた評議をどう進めるか、素人の裁判員が意見を言いやすいように、裁判官はどういう配慮が必要か、裁判所を定年退官した後、名古屋に戻つて法科大学院で裁判実務科目を担当することにしていましたが、急速に公害等調整員会の中でも示される訳ですが、「国民の意識を刑事裁判に反映させる」

が集まつて議論をし、破産法（今から言えば旧法です。）はどの部会が改正されるべきか、論点を出し合い、これを法制審議会倒産法立するのですが、これには、議論した内容が盛り込まれています。

そして、最後は裁判員制度の問題でした。法律は平成16年に成立し、施行まで5年の猶予期間が置かれおり、本年の5月から施行されたのですが、名古屋地裁で「集中証拠調べ研究会」を作り、裁判官と書記官が一緒になつて議論を重ね、集中証拠調べを実施する方策を提言いたしました。その結果を、「判例タイムス」という法律雑誌に発表しました。この時の検討内容は、改正法に盛り込まれるようになつて行つたのです。

裁判所の内部では、裁判員を交えた評議をどう進めるか、素人の裁判員が意見を言いやすいように、裁判官はどうすれば裁判員に参加してもらえるか、6人の裁判員を選ぶのに、まず、何人を呼び出すことに対するのがいいか、そういう細則の定めをする問題です。また、

(1) 裁判官を定年退官した後、名古屋に戻つて法科大学院で裁判実務科目を担当することにしていましたが、急速に公害等調整員会の中でも示される訳ですが、「国民の意識を刑事裁判に反映させる」

という大目的を、大事にしてきたつもりであります。

今回の司法制度改革は、日本における社会・経済の高度化、国民意識の多様化に対応しようとするものであることは言うまでもありません。法制度の改正は、全面的な改正に至るまでに、何段階かの法の解釈による運用の改善があるわけですが、社会変化の進展、国

民意識の変化が一定の段階を超えていくと、制度自体を改正するという課題になります。法律を学び、制度の運用細則を決めなければなりません。社会の変化を見通して、動き・変化を意識し、秩序の安定のために従来の法解釈を維持すべきなのか、社会の変化を見通して、法を運用する上では、常に社会の動き・変化を意識し、秩序の安定のために従来の法解釈を維持すべきなのか、社会の変化を見通して、法そのものは維持するものの、解釈で少し枠組みを変えて行くべき

(2) 公調委は、現在、20件くらいの公害紛争事件を抱えておりますが、産業廃棄物からの水質・土壤の汚染、自動車排気ガスによる大気汚染、ダムの放流による海域の漁業被害、騒音・低周波音による健康被害、化学物質飛散による健

康被害など、難しい事案が目白押です。もちろん、法律に基づく紛争解決ですから、不法行為法、環境法、行政法規に基づく環境基準等、一連の法律規則を把握しなければなりません。また、環境の保持には、地球規模の規制が必要

(3) 公調委が取り扱つた公害事件を一つ紹介します。

昭和47年にできた、裁判外で公害紛争を処理するADR（裁判外紛争処理機関）です。発足当初から、

司法手続によつては公害の抜本的解決が難しい事案について、専門

的かつ柔軟な解決を担つてきました。公害の原点とも言われる「渡良瀬川鉱毒被害事件」、「スパイク海の水俣病被害事件」、「不燃火

タイヤ粉塵被害事件」、「有明海干拓による漁業被害事件」等々の公害事件を解決してきております。

しかし、法律的規制の問題であれば、これまで法律に携わつてき

た知識・経験によつて、それほど違和感なく対処できるのですが、

す。

このままでは、これまで法律に携わつてき

た知識・経験によつて、それほど違和感なく対処できるのですが、

す。

念頭に置かなければならないので

す。

昭和47年にできた、裁判外で公害

でありますから、国際環境法（条

約、議定書など）に基づく規制も

ありますから、国際環境法（条

約、議定書など）に基づく規制も

祝 辞

平成二十一年度法学部卒業生に贈る



同窓会理事

東北大学高度イノベーション
博士人材育成センター 特任教授

渡辺幸男
(昭和39年至)

みなさん、ご卒業誠におめでとうございます。僭越ですが、同窓会を代表して心からお祝い申し上げます。同時に、皆さんにとっては、これからが新たなスタートです。そこで、社会のため今後大いに活躍していただきたいと思います。私は今年で法学部を卒業して46年になります。みんなの約2倍の年数をビジネスの世界と大学で生きてきたことになります。これまで様々な体験をしてきましたが、その中から今日はみなさんに次の3つを申し上げ、祝辞とさせていただきたいと思います。

一つは「明確なロマンを持ち、それに向かって着実に実行していく下さい」

私はかつて、社会で成功した人

とそうでない人の間にどのよ

なつて欲しい。

みなさん、ご卒業誠におめでとうございます。

渡辺幸男

渡辺幸男
(昭和39年至)

渡辺幸男

講演要錄

東北大学の百年と将来像

東北大学 元総長
阿 部 博 之

(以下は、平成 22 年 4 月 18 日 法学部昭和 35 年入学者の入学 50 周年を記念して法学部一番教室において行われた講演の要約です。)

1. 創設時代

1907-1919

22日が本学の創立記念日
で、これは大学創設の勅令
が明治40年に官報に公示さ
れた日であります。その
第1条に「仙台に帝国大學
を置き東北帝国大學と称
す」と、第2条に「サッポロ
農學校を東北帝国大學農
科大學とす」と書いてあり
ます。当時の帝国大学と言
うのは、総合大学と言う意
味で二つ以上の学部がない
と帝国大学とは言わなかっ
たのです。仙台に理科大學
を作り、北海道大學の前身
であるサッポロ農學校を農
科大學として、農學部・理
學部の二つで帝国大學とし
た訳です。北大の立派な
キャンパスの中に當時の建
物が残っていてそこに東北
帝國大學と書いてあります
から、何かの折に北大に行
かれたら注意してご覧くだ

さい。仙台に三番目の帝国大学を置くことになったのですが、仙台の中でキャンパスをどこにするかは大きな問題でした。結果的にはご存じ平岡になつた訳ですが、当時は旧制二高や魯迅が学んだ医学専門学校の校舎があり、また南六軒町には高等工業学校があり、それらに結局は出てもらつた訳です。本当は宮城野原に作つたらと言う話がありましたが、当時はまだ仙台市に編入されておらず実現しませんでした。そちらに出来ていたなら広大なキャンパスが確保され随分と違う展開になつたのではないかと思ひます。

1907年に創立したのですが、実際に理科大学が開学したのは4年後です。それまでは教授候補者たちが海外留学して腕を磨いており、同時にキャンパス整備をしていました。当時帝国大学を作る時は一つの学部が林立していましたが、京都帝大以降は各帝大

に医学部は作りますが、それ以外は例えば京都は理工学部（理工科大学）、東北は理学部（理科大学）、東北の後の九州は工学部（工科大学）、北海道は農学部（農科大学）と言つたように一つの特色を持たせました。最後は文字通り総合大学になるのですが設置時は専門学校のレベルを含めるそうです。東北の理学部は、当時工学系は大学一歩手前の理学系は全くないということで理科の期待を一身に集めて作ったようになります。1915年に医科大学が出来て農科、理科と医科との3学部体制になりました。1918年に農科大学を分離（北海道帝大として独立）し、東北帝大は理科と医科の2学部となりました。その後今日に至るまで少しづつ拡充してきた訳です。

2.

擴充時代

す。

(1919-1949) 拡充時代
1919年から医科大学・
理科大学が変わりまして学
部になりました。ここから
旧制の終りまでを勝手に
「拡充時代」として振り返っ
てみます。私は工学部機械
の卒業ですが、工学部が出
来たのが1919年です。
理学部が出来てから12年
たっています。仙台高等工
業学校と言うのがあってこ
れを東北帝国大学工学専門

部に替えて準備したのです
が、なかなか工学部にして
くれなかつた。それは東北
には工業がないから工学部
は要らないのではないかと
学部と言うのは工場の下請
けではないと強調して、理
科的な基礎を非常に重視し
た工学部を作りました。こ
れが実は成功しました。分
かりやすい例を言いますと
金属工学科でそれ以前の東
京・京都では冶金学科でし
た。それをもつと物理とか
化学の基礎を重視した金属
工学科にしたのが東北大で
す。これが非常に当たりま
して研究とか企業の様々な
難問を解決するのにフィッ
トしました。西澤先生のお
られた電気通信研究所もそ
うした理科的なベースを
持つっていました。

正規の教授が必ずいるボス
トと簡単に理解くださ
い、工学部が22講座、法学
学部が44講座です。法文学
部の規模がいかに大きいか
が分かります。内訳は法学
14、経済6、文学24講座で
す。今では東北大学と言う
と工学部の大学だと思つて
いる人が大勢いますが、実
際にはスタート時このよう
によくやく作つてもらいし
かも小規模でした。その後
色々な時代の要請もあつた
訳ですが、今私は少し工学
部偏重になりすぎているの
ではないかと心配しています。
他の学部に頑張つても
らつて工学部以上になつて
いただきたいという思いは
あります。本題に戻り、何
故法文学部としたか私なり
に調べたことを申し上げま
す。仙台に法科大学を作る
という話はだいぶ前からあ
りましたが、なかなか進ま
なかつたのには役人・裁判
官・検事とか特に役人の養
成には東大だけで十分では
ないかと言うのが一つの

要因でしよう。現に北大・阪大・名大などでの文系学部は戦後設置されており、文系を持つ帝大は東京・京都・東北・九州で終わりでした。それでも文系学部を作ったもう一つの理由は大正9年頃からの高等学校の増設に伴う卒業生の大学進学の受け皿というニーズと、それら高等学校の語学・哲学とか歴史教授の育成と言ふ二ニーズがあつたように思います。法文学部にしたのは、当時法学部の法律だけに詳しい東京・京都の卒業生を見ているとどうも教養が足りない、裁判でも高級官僚でも法律だけで仕事されるのは良くないと言う貴族院の意見が強く反映されたというようなことが50年史等に書かれてあります。

3

皆さんの学生時代

という」とのようです

(1960-1964)の頃、皆さんの学生時代 そしてその後 少し飛んで皆さんとの時代に入りたいと思います。1957年に大学50周年記念式典が行われました。哲学の高橋里美先生が総長でした。この時は新制になりました。おりより総長ではなく学長と言つておりました。その後の黒川学長が皆さんの時代です。この時北大の杉野目先生・東大の茅先生・阪大の赤堀先生と東北の黒川先生と共に旧帝大7校中4校の総長が東北大出身でした。おそらく空前絶後、今後も一つの大学卒では東大卒といえどもこうした状況は起きないのでないかと思います。いかに初期の東北に傑出した人がいたかと言う一つの証左です。皆さんの頃は卒業証書は公文書ですから学長名義ですが式典は総長として行われていたはずです。帝大時代学長と言うのは学部長を指す言葉で大学のトップは総長でした。が、戦後新制に切り

替わった時点で国公私立すべて学長と呼称するようになりました。高橋先生は総長呼称を復活しようと5周年記念で言っておられましたが、東北大が総長呼称を正式に復活させたのは私の前任西澤先生の時です。黒川先生の時代に学長6年と時代も含めて、先に頂いた言ふ慣例がスタートしていきます。私が大学院生だった「法学部同窓会50周年記念誌」に取り上げられている中川善之助先生は非常に人気のある先生で他学部にも名前が聞こえており、私なども、中善先生は何時学長になるか、と卒業生から聞かれたこともあります。それはさておき皆さんが、高橋先生・黒川先生・宗教学の石津先生と続く流れの中で、時の運と言うほかないのでしょうかが巡り合わせがなかつたのだと思います。それはさておき皆さん時代の前後法文学部時代から法学部を支えてこられた名だたる先生方が定年で教壇を去られました。これは皆さんの方が良くお分かることはあります。けれども、文字通りのとおりですが、文字通

りきら星のようすに法学界をリードし学者としても非常に優れておられた先生方であります。私と近くでは2年上に樋口陽一先生・同期で小山貞夫先生がおられます。今でも東北大学法学院には優れた学者が結構おられると思いますが、当時ほどきら星であるかどうかと言われるもう少しきら星になつていただきたいと言つたのが他学部から見た感想でございます。

4. 国立大学法人化

(2004-)

ここで私の総長時代に飛ばせてもらいます。私の任期は1996年から2002年で、この時期は法人化にかかる大学改革の時期と重なります。前任西澤先生は電気通信研究所出身で学内的にはそこから工学部出へのバトンタッチですが、対外的には工学部から工学部へと二代続くようになります。最初は固辞したのですが結局は引き受けました。そこで総長補佐体制を強化し東大にあつた総長特別補佐

5. これからの東北大は?

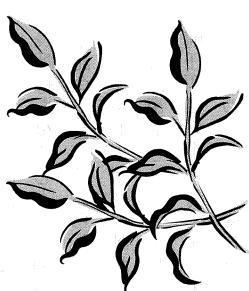
今後のこととは大変難しい問題ですが、多少私見を述べます。日本が文字通り

先進国の一員としての文化立国を目指すのであれば、海外から見ても魅力のある大学と学術文化の母体となる文化的に特色のある都市の議論の中では、政府の行政改革の中枢に居られた藤田宙靖先生に気軽にいろいろ教えていただきました。法人化を一定数作る必要がありまます。追い付け追い越せの時代は画一的・極集中であることが効率的でしたが、本当に先進国になつて日本からクリエイティブな様々な魅力を発信していくことにならなければ多様性の重視が必要になります。そこで大学としての理念の明確化があらためて求められます。本学では私の時代にかなり徹底して全学的に議論を行い、今日的な意味での「研究第一主義」「門戸開放」「実学尊重」で進むことを確認しております。財政的自立のためには百年がかりで確りました。運営基金を作ろうと提案しました。國の関与が減つた分同窓生や地域社会との連携を強化していくべきだろうと思います。東北大は比較的広い地域から学生が集まっています。それを長所にして、さらに優れた学生・教師が世界中か

ら集まつて来る大学にしなければいけない、またそうちた学生がスポーツとか学園生活に色々とエネルギーを使える大学にしていかねばならないと思います。卒業生は母校と言つてもなによりも出身学部に親近感を持つています。出身学部と合わせて全学を対象に寄付をお願いするのが実態的ではないかと考えております。

6. 日本の未来、人類の未来

最後に、学者の役割と知のエートス、広辞苑で民族や社会集団に行きわたつてゐる道徳的な監修・雰囲気と定義されていることを考えてみたいと思います。私が愛読している丸山真男先生の『文明論之概略』を読む(岩波新書)に説かれています。教育はインターネット検索でわかる程度の情報や知識でごまかされではいけない・クイズ秀才ではだめで知性・叡智・クリエイティビティが大切と



意見をどんどん出し、時の政府がその中から時に応じてピックアップして実行に移していくようにしなければならないと思います。大体先進国ではそのような感覚で進んでいるところが多いように思います。また、丸山先生は知の建築上の構造と言うことを述べておられ、情報・知識・知性・叡智と進むほど前段階を包含していくことが大切と指摘しています。教育はインターネット検索でわかる程度の情報や知識でごまかされではいけない・クイズ秀才ではだめで知性・叡智・クリエイティビティが大切と

私の専門と「法学部」

東北大学法学部教授

大内 孝

(昭和60年卒)

私の専門は西洋法制史、特にアメリカ法制史です。西洋法制史は、わが学部では戦前から講座が置かれていた(戦前の講座名は「法史学」でしたが)もはや伝統ある学問分野だと言つてもよいでしょう。ところが、私の本来の専門であるアメリカ法制史は、「西洋」法制史の中

環境さらには研究者自身の特性が、それぞれ如実に反映された一つの表れであるような気がします。以下は、文字通り駄弁を弄する雑感ですから、読者の皆さんは気楽に読み飛ばしてください。

法学部における西洋法制史の系譜

でごく新しい分野であるだけではなく、日本でこれを「専門」の筆頭に掲げる研究者は、おそらく私が唯一だらうと思われます。この状態が、かれこれ十五年以上も続いているのです。

戦前の栗生は、まさにわが国

法制史担当教授として四代目になります。順に、栗生武夫、世良晃志郎、小山貞夫、そして私は、戦前の栗生は、まさにわが国における西洋法制史研究の草分けで、その着眼の確かさと新しい分野を「開拓」しようと独りもがいている身に過ぎないの

要するに、私は、きわめて新

しい状況で、そこには、もう一つの理

由があります。西洋法制史の一

つとしてイギリス法制史を研究

するということが、学問的にど

ういう意味があるのか、学界に

おいても理解されていなかつた

のです。当時の西洋法制史学の

対象は、わが国の法制度がヨーロッパ大陸法の伝統を引くこと

が強く影響して、ローマ、ゲル

マンの古法、およびその系譜に

連なるドイツ、せいぜいフラン

スの法制史に限られていまし

た。イギリス法の歴史は、英米

し、直接の師弟関係はありません。しかし、ごく自然な学問继承の姿だったと言えるでしょう。

世良を引き継いだ三代目的小山は、日本におけるイギリス法

制史学の草分けであり、その最

大の確立者であることは、現在

では誰もが認めるところです。

ところで、小山が世良の後任と

して本学部に着任したことは、

當時尋常ならざる注目を集めた

ようです。特に、ドイツ法制史

の世良が、イギリス法制史の研

究者を後継にした点が、一般の

目には新奇に映つたのでしょ

う。

世良一 小山の継承が特に注目

を集めたのには、もう一つの理

由があります。西洋法制史の一

つとしてイギリス法制史を研究

するということが、学問的にど

ういう意味があるのか、学界に

おいても理解されていなかつた

のです。当時の西洋法制史学の

対象は、わが国の法制度がヨーロッパ大陸法の伝統を引くこと

が強く影響して、ローマ、ゲル

マンの古法、およびその系譜に

連なるドイツ、せいぜいフラン

スの法制史に限られていまし

た。イギリス法の歴史は、英米

法学の狭い一分野として、英米

法学者によつて片手間に、した

がつてその学問的意義も曖昧な

学問における「権威主義」と

は、(普通は違う意味で用いる

まま、ごく中途半端に扱われて

いたに過ぎないのが実情でし

た。

いたにかかわらず、現実にわが

学部の西洋法制史講座はドイツ

法制史の世良からイギリス法制

史の小山へと受け継がれ、しか

ば、「これこれをこうすればわ

が国は近代国家として間違いな

ば間違いない」という方向に

導こうとする志向です。たとえ

依拠すれば(理論や想定を越え

た大飛躍がないかわりに)間違

味します。それは「こうすれ

てこの方が多いのですが」ここ

に過ぎないのが実情でした。

世良を引き継いだ三代目の中

山は、日本におけるイギリス法

制史学の草分けであり、その最

大の確立者であることは、現在

では誰もが認めるところです。

ところで、小山が世良の後任と

して本学部に着任したことは、

當時尋常ならざる注目を集めた

ようです。特に、ドイツ法制史

の世良が、イギリス法制史の研

究者を後継にした点が、一般の

目には新奇に映つたのでしょ

う。

世良一 小山の継承が特に注目

を集めたのには、もう一つの理

由があります。西洋法制史の一

つとしてイギリス法制史を研究

するということが、学問的にど

ういう意味があるのか、学界に

おいても理解されていなかつた

のです。当時の西洋法制史学の

対象は、わが国の法制度がヨーロッパ大陸法の伝統を引くこと

が強く影響して、ローマ、ゲル

マンの古法、およびその系譜に

連なるドイツ、せいぜいフラン

スの法制史に限られていまし

た。イギリス法の歴史は、英米

法学の狭い一分野として、英米

法学者によつて片手間に、した

がつてその学問的意義も曖昧な

学問における「権威主義」と

は、(普通は違う意味で用いる

まま、ごく中途半端に扱われて

いたに過ぎないのが実情でした。

世良を引き継いだ三代目の中

山は、日本におけるイギリス法

制史学の草分けであり、その最

大の確立者であることは、現在

では誰もが認めるところです。

ところで、小山が世良の後任と

して本学部に着任したことは、

大の確立者であることは、現在
では誰もが認めるところです。
ところで、小山が世良の後任と
して本学部に着任したことは、

発見や大飛躍が生まれます。これは、「権威主義」から見れば無理・無駄・無謀で、また「地に足のつかぬ机上の空論」と批判されもするでしょう。しかしそれでも「進取の気性」は、たゞ学問的真理を求める、新たな道を切り開こうとして己の節を全うするでしょう。

あろうと本質的な相違はなく、また学問的意義の軽重もあるはずがない。ならば、イギリス法制史という未開の原野に分り入り、学問の道を切り開こう。こういう「心意気」です。そこで継承されたものは、特定の日本の業績よりも、学問する基本的な姿勢そのものだ。

に、こう考えれば我々は学問的に一步を進める事ができるのではないでしょうかと語りかけます。学問的対話の手段です。われが法学部は、こういう学問的対話を非常に大切にしていました。「批判がないものは学問ではない」、「尊敬する対象をこそ批判せよ」ということを、私は叩き込まれて育ちました。

され、良い評価と予算を得るべく、本来の研究を二の次にして、わかりやすい結果をすぐ出すとうに駆り立てられるとか、こういう事態は、「古き良き」時代にはありうべからざることでしょう。

材にして私がデフォルメした仮想のものです。しかしそれにしても、「古き良き」時代が過ぎ去り、そうでない時代が本当の現実として近づいていることは間違いなさそうです。無論、昔日を懐かしむばかりで立ちすくみ、移りゆく現実への対処を逃避するようでは、あまりにも情けなさすぎます。では、どうすればよろしいでしょうか。二つあります。

その時代に「第一期黄金時代」と称されたゆえんは、「權威」の中心地、東京から適度に離れていた地の利もあつたでしょうが、このような學問における進取の氣性を、誰に吹き込まれたでもなく自然にわがものにし、それぞれから発散されるそのような空気がまた、それを呼吸する若い学者を育む、そういう雰囲気だったようと思ふのです。まことに彼らは、一人一人が、眞の意味での「精神貴族」でし

アメリカが法制史はかつてイギリス法制史に劣らず、得失分野だとみなされているようす。私はそれを自分の専門にしてしまいました。そして勿論、三人の前任者の実力に未だはるか遠く及びません。そんな内に、伝統あるこの学部の西洋法制史を預けてみよう。まことに不遜でまた奇妙な物言いしかしませんが、そんなことは北京大学法学部でしかできないとだつたような気がします。

しかし、これらはみな「古き良き」時代にしか通用しないことなのかもしれません。「黄金時代」の教授先生には、次のような事態は想像もできないのではないか。たとえば、「教員スタッフの異動」が、何らかの『会報』の記事としてびつしり十数件以上も書かれるほど激しい人事が毎年繰り返されるとか、大学教授が、何をおいてもまずは学者・研究者、ではなく、実態は学校の教師および学

い」を良しとする風潮が学問の傾向および研究者の気性の中にも幅をきかせるものです。たとえば、アメリカ法制度などといふわけのわからぬことをしらぬめ、やたらに他人の業績を批判する輩が出てきたが、折角「うすれば間違ひがない」學問を示してやっているのに、何ゆえ「批判」と称する誹謗を繰り返すのか。惑わされることなけれ。サワラヌカミニニタタリナ

8,631名	るが、冒頭に述べたとおり伝統ある学部の伝統ある研究室に席を占めながら、現実には長く孤立した立場にある私として、こんなことにも折々悩みながら、細々とおのれの「研究」を続けています。
912名	
27名	
4,722名	
2,604名	
16,896名	

世良から小山への西洋法制史講座の継承は、こういう気性的の中だからこそ、自然に行われたのではないかでしょうか。法制史を、法解釈学の補助学でなく、真の歴史学・社会科学として追究しようとすると、その対象がドイツであろうとイギリスで

私は、アメリカ法制度史にかかる先人の業績に対する批判を、常に自分の研究の柱に置いています。学問における批判は、決して誹謗中傷ではありません。どんなに立派な業績にせん。どんなん欠点・欠落があります。批判はそれを客観的に明示すると、

校という法人経営の役職員であり、「教師」としてはたとえぱり、窓会員ともども）一喜一憂（まろか戦々恐々とし、「役職員」としては「こうすれば間違いがない」学校経営を「効率」良く行つてゐるかの「評価」にさら

シと体よく放つてお
くのが「間違いがな
い」とのごとくに。
右の二段落に挙げ
た「たとえ」は、差
し当たり、「古き良
き」時代と対照させ
るために、現実を素

① 通常会員
② 学生会員
③ 特別会員
④ 不明会員
⑤ 逝去会員

計

平成22年5月末現在の会員構成(概数)

① 通常会員	8,631名
② 学生会員	912名
③ 特別会員	27名
④ 不明会員	4,722名
⑤ 逝去会員	2,604名
計	16,896名

連載

法社会学研究会の活動



法社会学研究会前代表

宇塚浩志

第2章に書を併用し、その全の意
について法律的な観点からアプローチのまとめを行います。

A black and white photograph of a group of about fifteen young adults, predominantly men in dark suits and ties, gathered together in what appears to be a modern interior space with large windows in the background. They are arranged in several rows, some standing on chairs or stools to be more visible. The group is diverse in ethnicity, with many individuals of East Asian descent. The lighting is somewhat dim, creating a candid, group-oriented atmosphere.

ローチしつつ検討するという形式をとっています。テーマが決まりた後は週に一回授業の空き時間のイベントを行うという普段の委員会から委託を受け、選挙政策委員会は昨年の前期は仙台市選挙管理科で開催されました。

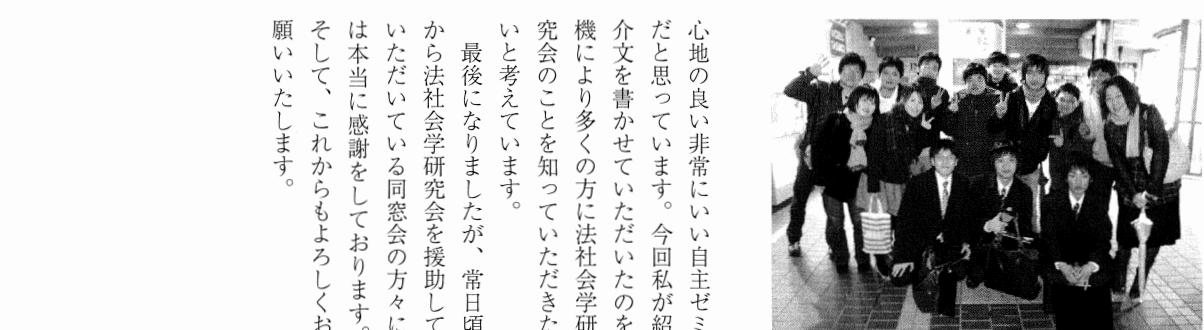
今年度活動の紹介文を書かせて
いただくことになりました。
法社会学研究会前代表の宇塚浩
志と申します。

私達法社会学研究会は、書物からは見えない生きた法の追及をモットーとし、関心を持つた

社会問題について法律的観点からアプローチをしつつ検討をするという形で活動しています。

具体的に活動の流れを説明しますと、活動は大きく前期と後期の二回に分かれていて、活動の最初に部員で話し合いをして調べるテーマを決めます。最近

言葉には必ずしもとらわれておらず、法律学とは直接の関係が無くとも関心を持った社会問題



22年度同窓会総会のご案内

〈同窓会本部・東京支部総会〉

- 日時：11月5日(金)18時～
(第1部)総会
(第2部)懇親会
 - 会場：(東京神田)学士会館 TEL 03-3292-5936
 - 会費：@7,000円
出席される方は佐藤正之事務局長宛に氏名・卒年を連絡願います。
TEL/FAX : 047-453-9592
E-mail : Seish-s@xc4.so-net.ne.jp

〈宮城支部総会〉

- 日時：11月12日（金）18時～
(第1部)総会
(第2部)懇親会
 - 会場：ホテル法華クラブ仙台 TEL 022-224-3121
 - 会費：@5,000円
出席される方は同窓会事務局まで氏名・卒年をご連絡願います。
TEL/FAX : 022-795-6181
E-mail : dosokai@alumni.law.tohoku.ac.jp

「東京芝蘭会」の活動

ソネットエンタテイメント勤務

小西晴子

(昭和58年卒)

東京芝蘭会は、東北大学法学部同窓女子の会として、1986年発足。涉外・国際弁護士である森伊津子氏（小田滋・森伊津子事務所）が提案され、厚谷襄児氏（北海道大学名誉教授、弁護士）、樋口陽一氏（東北大學、東京大学名誉教授、賀美智子氏（S7年卒業公正日仏会館理事長）のこ贊助を得、取引委員、国民生活センター会長を歴任）以来、会は24年目に入っています。早坂禱子氏（桐蔭横浜大学法学部教授）が事務局をしてくださり、毎年秋に1回、和気あいあいとした華やかな会合を開いています。

「芝蘭の交わり」とは、「良友との高い境地の交わり」という意味ですが、実は、「芝蘭会」は、今を遡ること80年、1930年（昭和5年）頃に、東北大学の全学女子学生会として、15年あまり継続しながら、1945年7月のB29爆撃機120余機の仙台空襲で、校舎と共に消失しています。東北大学は、1911年（明治44年）に、旧制高校以

承させて頂いたものが、現在の「東京芝蘭会」です。現在、昭和28年（1953年）の卒業生から平成15年（2003年）の卒業生まで、年齢差50歳、幅広い方が参加される、開かれた会です。私が、「東京芝蘭会」に参加させて頂いたのは、1995年頃からですが、毎回大変楽しみで、お会いする

外の専門学校、高等師範学校の生徒も受け入れた初めての帝國大学で、統いて1913年（大正2年）に、日本で初めて3人の女子学生の入学を許可しました。しかし、依然女性の数は少なく、故有

方々の、志を持ち続ける姿勢、

一方で、今の日本の状況が浮かびあ

がり、職場や家庭の話で盛り上

がることもあります。私は、イ

ラク戦争、パレスチナを描いた

「Little Birds」「ガーダ・パレス

チナの詩」などのドキュメンタ

リーを作成しており、法律から

離れておりますが、フェアであ

りたいという精神は、引き継い

でいるつもりでおります。私に

とって、「東京芝蘭会」は、閉じてしまいがちな自分の世界か

ら一時離れ、心の扉を開けて安

心して話すことができ、外から

自分を眺める機会を与えてくれ

る、ありがたい存在です。いつも

「芝蘭」（芝とふじばかま、香りのいい草）になりたいと思

いながら、日々を過ごしております。

この「芝蘭会」のお名前を継

ります。「旅に求めるのは、まつさ

らな自分への初期化」と言われ

る氏の、第43回「砧花だより」

（2010.1）より短歌を引

用させて頂き、筆を置きます。

本部だより

(1) 平成21年度収支決算(案)と平成22年度予算(案)

平成21年度は、同窓会設立50周年にあたり記念事業として「記念誌」を発行いたしましたので、通年よりもやや大きな予算運営となりましたが、「記念誌」は会員のみなさんの好評を得て予定を上回る販売実績を上げることができました。これに、会費収入が予算を上回り、131.8万円と大きな差益を計上することができました。会員のみなさまのご協力とご厚意に感謝申し上げます。これまで、5年連続してプラス差益を計上し、さらなる財政基盤強化を図ることができました。こころから感謝申し上げます。平成22年度は、通年の予算運営に戻りますが、今年度も「組織強化」に注力して参ります。そのこころみとして支部相互間の交流を図りたいと考え旅費等の予算を考慮いたしております。ただし、今年度の新入会員の会費納入が昨年よりも少なく、例年よりもやや小型の予算を組まざるを得ない現状です。通常会員の皆様には従来のご支援に増してさらなるご協力をお願い申し上げます。

★収入の部

単位:円

項目	21年度予算	21年度決算	予算対比	22年度予算
1)会費	5,635,000	5,919,000	284,000	5,537,500(年会費・新入会員および通常会員)
2)利息	3,000	10,019	7,019	11,010
3)広告料	0	0	0	0
4)雑収入	1,752,000	1,837,000	84,800	44,500(記念誌・名簿販売)
合計	7,390,000	7,766,319	375,819	5,593,010

★支出の部

項目	21年度予算	21年度決算	予算対比	22年度予算
1)会議等	360,000	452,690	22,690	390,000(通年並み)
2)事業費(記念誌・会報発行他)	1,185,000	2,404,622	▲344,622	1,210,000(会報・進路を考える集い等)
3)事務費(旅費・人件費等)	2,580,000	2,494,109	347,391	2,742,500(実績勘案)
4)通信費(郵送料他)	730,000	813,720	276,280	740,000(通年並み)
5)振替手数料	120,000	282,860	▲32,860	180,000(実績勘案)
合計	4,975,000	6,448,001	268,879	5,262,500

★収支差額の部

項目	21年度予算	21年度決算	予算対比	22年度予算
1)期間収支差益	71,000	1,318,318	1,246,418	330,510
2)前期繰越金	19,964,675	-		21,282,993
3)次期繰越金		21,282,993		21,613,503(見込み)

注:上記の収入、支出差益ともに(案)であり、「理事会」「総会」の承認を経て成立する予定です。

(2) 平成22年度主要行事予定

平成22年

- 4月7日 法学部新入生オリエンテーション講演
- 4月13日 【東海支部総会】(名古屋「鳥久」)
- 4月23日 法祭大パーティー(新入生歓迎会)
- 4月28日 第1回常任理事会
- 5月14日 同窓会学術振興基金支援グループ懇親会
- 6月5日 【広島支部総会】(鯉城会館)
- 7月7日 同窓会本部・宮城支部・学術振興基金各会計監査
- 7月7日 同窓会学術振興基金理事会
- 7月9日 【岩手支部総会】
(盛岡メトロポリタンホテル)
- 7月12日 同窓会学術振興基金申請採択連絡会
- 7月30日 【秋田支部総会】(ルポールみづほ)
- 7月21日 会報第37号発行
- 7月30日 第2回常任理事会

8月27日 【北海道支部総会】

(ビヤケラー札幌開拓使サッポロ ファクトリー)

10月9日 平成22年度理事会

(片平エクステンション教育研究棟)

10月13日 進路を考える集い(法曹)

10月15日 進路を考える集い(公務員)

10月18日 進路を考える集い(民間)

10月29日 【福島支部総会】(杉妻会館)

11月5日 同窓会本部・東京支部合同総会(学士会館)

11月12日 【宮城支部総会】(ホテル法華クラブ)

12月10日 【東北芝蘭会総会】(ホテル法華クラブ)

平成23年

- 1月21日 【大阪支部総会】(朝日スーパードライ梅田)
- 1月26日 第3回常任理事会
- 3月25日 法学部卒業祝賀会

(3) 法学部同窓会学術振興基金

当基金は吉田正志教授を理事長として学生会員の課外活動援助を中心に運営しております。平成21年度は①大学院生が刊行している研究紀要「東北法学」へ150千円の刊行費用助成 ②「無料法律相談所」へ80千円の活動費補助 ③「模擬裁判」へ80千円の公演会場費補助 ④「法社会学研究会」へ60千円の研究報告書作成費用補助 ⑤「俱楽部国際法」へ80千円の大会登録料及び資料購入費補助 ⑥「法制史学会準備委員会」に100千円の総会会場費補助 並びに⑦「萩法研究会」への450千円の講師費用補助と合計1,000千円の支出を行いました。

「東北法学」は紀要を2回刊行しました。「無料法律相談所」は花巻市で出張相談を行いました。「模擬裁判」は昨年に引き続き川内萩ホールで冤罪と裁判員をテーマに公演を実施しました。また本年3月には片平小学校6年生を対象に同じテーマでの出前公演も実施しました。「法社会学研究会」は前期仙台市長選挙投票率アップキャンペーン公募に応じ見事採用され選挙啓蒙の一翼を担いました。後期は「裁判員制度」のテーマに取組みました。「俱楽部国際法」は恒例の国際法模擬裁判コンクールで活躍しました。「萩法研究会」は司法試験対応への答案練習を実施しましたが本番では予想外の結果となり22年度が正念場と覚悟を新たにしております。本基金では今後とも継続的に安定した支援活動を展開して参りたいと思います。

(4) 同窓会設立50周年記念誌の刊行

同窓会設立50周年を記念して「記念誌—若き日の友情と感激のために」を平成21年10月に刊行しました。詳しくは別項「記念誌発行を終えて」をご覧ください。現在も一部1700円(送料込)で頒布しておりますので同窓会事務局までお申し込みください。

(5) 「会員名簿」の刊行サイクル変更について

同窓会では4年毎に「会員名簿」を更新し刊行して参りました。本来であれば来年平成23年が更新時期となります。しかしながら昨年「記念誌」を発行して皆様にお求めいただいたばかりですし、又過度の個人情報保護法実施の影響もあり本同窓会のみならず一般的にも名簿購入者が年々減少している現実を勘案し、刊行サイクルを5年毎に切り替えることにいたしました。従いまして次期刊行は平成24年となります。なお名簿としてより充実したものとするため皆様のお知り合い・同期での不明者データ解明に御協力をお願ひいたします。

— 同窓会記念誌発行を終えて —

事務局長 清水 廣行

昨年10月の記念誌発行から約9か月になります。この間多くの皆様からご注文をいただき累計一千冊を超えるました。今でも時折思い出したように購入・発送依頼が入ってきます。

編集後記にも書きましたが、せっかくの記念誌ですので、できるだけこの50年間の動きがわかり回顧出来る内容を盛り込みたいと事務局で構想を練り、平成20年7月の会報発行時に皆様に企画概要をお知らせするとともに原稿募集を開始いたしました。折りしも東北大學創立百周年の記念行事が重なり東北大學百年史が次々と刊行されて様々な学内事情が詳らかになり、また同窓会事務局にわずかに残された資料や同窓会報を読み込んで同窓会の50年を振り返り、諸先輩の足跡を訪ねた一年間でした。

歴代法学部長のほとんどの方々からも貴重な原稿をいただき、表の歴史からは見えない学内の動きを知ることができ、今後への大きなヒントが得られたように思われます。また、旧教官諸先生の残された言葉は、その大半が特定の学年の皆さん以外目を通されていないもので、改めて懐かしく諸先生の温顔を思い出された方々も多いのではないかでしょうか。中川先生にスポットが当たり過ぎているとのご批判も頂きました。編集者として思い入れが強すぎたかとの反省もありますが、各地の同窓会支部の成り立ちを知るに付け中川先生の同窓会に残したお力の偉大さを改めて感じた次第です。もちろん同窓会への支援には多くの先生方に陰になり日向になり関与いただいて今日の同窓会がある訳ですので、今後とも諸先生との触れ合いについて会員の皆様からの投稿をいただいて掲載してまいりたいと考えております。

会員の皆様からもそれぞれに思いのこもったたくさんの原稿を寄せて頂きました。改めてご投稿いただきました皆様にお礼申し上げます。心残りは、女性からの投稿・平成卒業生からの投稿を集めきれなかったことや無料法律相談所活動及び模擬裁判参加の思い出がもっと多くの皆様からあれば更に充実した内容になったのではないか、との思いです。これらについては今後の「会報」の中でカバーして参りたいと考えております。

写真に関しては、東北大學史料館に膨大なデータが残されており皆さまのパソコンからもご覧になれます、その中から50年の回顧に相応しいものを選び出し提供していただき、皆様からお寄せいただいた写真と組み合わせました。現在の状況を示す写真はカラー写真としました。その他過去のキャンパスを思い出すヒントとして数点の配置図を掲載し、模擬裁判の記録をまとめました。模擬裁判のポスターは斎藤前幹事長のご努力で収集整理されたもので、折角ですのでカラー印刷しました。また、教養部の廃止された現在の授業がどのように行われているかを知ってもらえるように平成22年度の授業時間割も収録しました。

このように本「記念誌」は読んで楽しく、平成22年時点での資料としても同窓会員の座右に備えて頂くに足る冊子として仕上がっていると、自画自賛しております。未だ手にしておられぬ会員の皆様にもぜひお求めいただきたいと念じております。在庫のある限り一冊1700円でお届けしますので、同窓会事務局へご一報ください。

支部だより

北海道支部



北海道支部では、平成21年度総会を平成21年8月21日、札幌市中央区の銀座ライオンにて開催いたしました。

当日は、同窓会本部より、芹澤会長と清水事務局長にご参加いただき、支部からは小納顧問以下23名、総勢25名での会となりました。

新田理事（S46卒）の司会により、総会で会計報告が承認さ

加者が増え、例年よりも一層楽しい会となりました。

また、転勤で札幌に戻られて久しづりにご参加くださった方、「都合がついたので」と飛び入りでご参加くださった方がいらっしゃるのも、幹事としては大変ありがたく、会員のみなさまがこれまで支えてくださった賜物と思っております。

最後は、司会者の指名により、大友淳子さん（H16卒）の締めの乾杯で、和やかに終了いたしました。

北海道支部の総会に幾度もご

西澤香衣

芹澤会長より、現在の東北大学の状況について詳細にお話し

ただくとともに、清水事務局長からは、「東北大学同窓会50周年記念誌」について紹介いた

だきました。在学当時を思い起

こしながら、一同感慨深く聞き

入りました。

今年は、久しぶりに女性の参

加者が増え、例年よりも一層樂

佐野淳

平成21年度岩手支部 総会開催される

平成21年度岩手支部総会は、平成21年7月10日（金）午後6時からホテルメトロポリタン盛岡ニューウイングにおいて開催された。当支部は、事務局の把握で153人の会員を擁して

いるが、当日は21人の会員の参加が得られたほか、同窓会本部

から芹澤英明同窓会長（法学研究科長）及び清水廣行事務局長

の2人の来賓をお迎えし、盛大な総会・懇親会となつた。

当日は、斎藤育夫支部長（S29卒）の挨拶に続き、芹澤同

会長から母校の動向やお世話を

お亡くなりになりました。例年通りご案内葉書をお送りした

後、計報に接し、誠に残念でなりません。この場をお借りしまして、謹んでお悔やみ申し上げます。

（北海道支部事務局 平成4年卒）懇親会では、清水事務局長からご挨拶をいただき、同窓会の動向、とくに同窓会50周年記念誌の刊行について、学生時代の思い出なども交えながら、興味深いお話をいただいた。砂山副支部長（S42年卒）の乾杯の後、各自の近況報告を卒業年次順に行い、終始和気藹々とした雰囲気で会は進行した。



29年卒）の挨拶に続き、芹澤同

年配会員は生涯現役とばかりに、NPO活動、ボランティア活動に積極的にかかわっておられる方も多く、非常に含蓄のある勉強になる話を伺うことが出来るのが、この会の大きな魅力である。現職会員は仕事・家庭や社会情勢に関する話題が多い

あるが、今後とも、本部からの御来賓をお招きするなどの工夫を凝らし、より多くの会員の総

会への出席を確保するなど、産業・金融・学術・法曹・公務等の各分野や各世代の良き交流の場となっている当支部の発展を心がけたいと思っている。

相原正明副支部長（S45年卒）の中締めでお開きとなつた今回

の総会であるが、満足げに会場を後にする大先輩方の姿を見るにつれ、毎年度必ず開催している総会・懇親会での楽しい再開を期したところである。

中堅・若年会員の総会出席が少ないと、これは從来からの課題で

（S57年卒、岩手支部事務局長）が、初めて参加する会員もあり、大いなる逸材も会員の中にあることを確認でき、大盛況の中で会を終えることが出来た。

秋田支部

平成21年7月27日秋田市の第
一会館本館で開催された平
成21年度の総会は非常に盛
り上つたものとなつた。

い仕事への決意と同窓生一同の大いなる活躍を願う旨を述べ副支部長嵯峨正博（S31年卒）の同窓会五十周年記念行事への取組みを含めた乾杯の音頭で祝宴に入った。（S31年卒）



盛り上がりの原因は

第一に、出席者三十三名と
多く（昨年は二十六名）か

つ、従来出席者の殆んどが
県庁職員とそのOBであつ

たのが、今回は県庁外から
の出席が八名あつたこと。

第二は、従来若年者の出席が少なかつたが、今回は平

成卒の出席者が三分の一の
十一名あつたこと。

第三は、四月の選挙で初当選した佐竹秋田知事が来賓

として出席したことである。佐竹知事は工学部卒（

年）であるが、東北大學生であることと、県庁には

部卒の優秀な職員が多いこ
らの出席であつた。

総会は佐藤博身支部長（S
卒）の挨拶で始まつたが、

は六月に秋田県厚生連理事長に就任したばかりで、自らの新し

一、同窓会設立五〇周年記念本部・宮城文部合同総会開催
十一月十三日（金）ホテル法華
クラブ仙台で開催、七二名のメンバーが出席しました。今回は
同窓会設立五〇周年を祝し、最

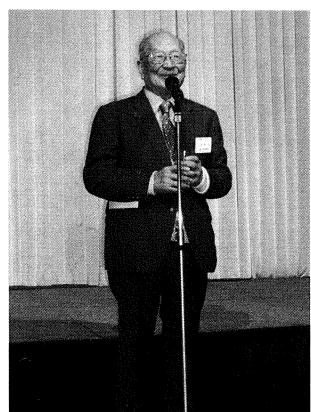
宮城支部

初に記念講演を行いました。講師は福田寛東北大学医学部加齢医学研究所長で、演題は「画像で見る脳の老化」でしたが、年配層の多い参加者は、身近な問題としてスクリーンに映し出されるリアルな画像に真剣に見入っていました。

次に芹澤英明会長より開会挨拶があり、「中川善之助先生直筆の『若き日の友情と感激のため』を題字とする五〇周年記念誌の発刊のお祝いと編集に携わった関係者へ感謝」を述べられました。

続いて清水廣行事務局長（Ｓ三九）の司会により本部総会を行い、二〇年度決算報告・監査報告、二一年度予算案、役員人事案が承認されました。新役員に就任した方は、（監事）熊谷満（Ｓ四〇）、（理事）安齋俊昭（Ｓ三九）、村瀬久子（Ｓ四五）、野地陽一（Ｓ四六）、佐竹勤（Ｓ五〇）の皆さんです。

長（S四三）の司会に
より第二部の懇親会が
スタート。最初に全学
同窓会「萩友会」事務
局長の圓山重直（流体
力学研究所）教授が來
賓として挨拶し「法学
部の同窓会がこんなに
立派に行われているの



会 報

ら、長く裁判官として勤められた経験に基づいて「裁判の独立」というテーマを中心講演をして頂きました。

第2部の懇親会は、樋口先生のウィットとユーモアを交えた挨拶と乾杯の音頭でスタート。懐かしい学生時代の思い出話や仕事面での情報交換など、いろいろと話に花が咲き、遅くまで楽しい、有意義な時間を過ごしました。

(本会に於ける照会は本部事務局あてにお願いいたします)

三、同窓会役員・幹事懇談会(上)

下期 開催

在仙の主要職域(宮城県庁、仙台市役所、東北電力、七十七銀行、法曹界)で活躍している現役会員の世話を担当幹事と役員

大河内重男氏(昭和36年卒)も併せて退任されることとなり、

1年をかけて役員改選に向けて準備を進めてまいりましたが、恒例となつております小講義と

して、専門の英米法から「ア

キテクチヤ時代のアメリカ・サ

イバースペース法の課題」を

おいて、新支部長に安斎利昭氏

(昭和39年卒)、副支部長に村瀬

久子氏(昭和45年卒)と野地陽

一氏(昭和46年卒)、監事に斎

須秀行氏(昭和52年卒)と富田

哲氏(昭和54年卒)が役員とし

(宮城支部事務局長 津井昌弘

S43年卒)

退任に当たり佐藤前支部長か

らは、昭和42年に設立発起人と

表のNPO法人でタイの少

数民族の子供たちへの支援

活動に自らも参加されてい

た。

り同窓会本部をはじめ歴代の役員、幹事の方々など様々な人々に支えられ活動できたことに感謝いたしました。

「新支部長が就任いたしました」

浜 津 篤

今回御退任されました役員の皆様、本当に長い間お疲れ様でした。今後は、佐藤前支部長は名譽支部長として、渡辺副支部長、大河内副支部長は、顧問として引き続き御助言、御指導をよろしくお願いいたします。

総会懇親会には、同窓会本部から芹澤同窓会会長と清水常任理事事務局長にお越しいただきました。芹澤会長には、当支部恒例となつております小講義として、専門の英米法から「アキテクチヤ時代のアメリカ・サ

イバースペース法の課題」をテーマにインターネットと著作権といった最新の法律問題について、熱のこもった講義をいたしました。学生時代の講義の緊張感、臨場感を久しぶりに味わうことができました。

なお、事務局の不手際により、

今後は、新たに就任しました安斎新支部長を筆頭とする新体制で、同窓会福島支部会員の皆様の親睦を図るとともに母校東北大法部や同窓会本部との絆を一層強めるべく活動をしてまいります。

会員の皆様どなたでも気軽に参加できるよう、そして、参加していただけた方には、また来年も参加したいと思えるような、和やかで楽しい同窓会を開催してまいりたいと思います。



今年度の福島支部総会は、(支部事務局担当 平成5年卒)TEL024-944-4470)

東京支部

日本を動かす頭脳が集結

時より、学士会館202号室にて、平成20年度の東京支部総会が開催されました。

統いて記念講演は、足利銀行の再建を実現し、業界のみならず、広く一般にその手腕を知られる事になつた、「元足利銀行頭取 池田憲人氏（昭和45年卒）」の講演『足利銀行の再生』。前半は金融業界関係者ならば、誰もが聞きたいと願う、足利銀行再建までの状況分析と具体的手法について、後半は、組織のトップとしてのマネジメントの話しありでも、トップが狙つた四つの

経営テーマ」と題して、その中の「汗をかく」の仕掛けについての話は印象深いもので、た。

頷くものがありました。横浜銀
行時代乞われて再建に当たる
際、通常は腹心の部下を数名連
れていくのだが、全く単身で乗
りこんだという事、軌道に乗つ
た後は、頭取を他の人に譲つて、
また新たな課題に取り組んでい
くという、潔くエネルギー・シユ

懇親会では、民主党の枝野議員と自民党の森まさ子議員（おこしまさこ）は、人は何と机を並べて勉強して、た同級生のこと）のスピーチの後はそれぞれが会話を楽しむという形で進みました。

平成22年4月13日午後6時30分から、名古屋の堀川沿いに建つ名古屋コーチン・かしわ料理の老舗「鳥久」において、東北大法学部同窓会東海支部総会が盛大に開催された。

パワーポイントで作成したレジュメをプロジェクトで写しながらの説明で、説得力のある内容とともに、講演形式もわかりやすかったと好評でした。『政府が援助しなくとも、再建は可能だ』というモデルケースを作ってくれた』と、当時、竹中金融特命担当大臣から大変感謝されたという話しには、みな深く

な姿に、話を聞いた者は心を強くくし、エネルギーを貰つた講演でした。清野副会長の閉会の辞で総会が終ると、仙台から駆けつけて下さった清水廣行本部事務局長から、東北大学同窓会50周年記念誌発行への協力のお礼の言葉があり、会場を移しての懇親会となりました。

東海支部



なし姿に、話を聞いた者は心を強くし、エネルギーを貰つた講演でした。

清野副会長の閉会の辞で総会が終ると、仙台から駆けつけており、会場を移しての懇親会となりました。

懇親会では、民主党の枝野議員と自民党的森まさ子議員（お二人は何と机を並べて勉強している同級生のこと）のスピーチの後はそれぞれが会話を楽しむという形で進みました。

会場では、昭和60年代以降の参加者が増えたように見受けられ、昨年若手の理事がふえ、それぞれに声をかけて下さったおかげと事務局一同感謝しております。懇親会が終わつた後も、ロビーで写真を撮る姿など、名残を惜しみ、来年の再会を約しました。

尚、次回は2010年11月5日（金）開催予定です。関東在住の方で、まだ、DMが届いていない方は、是非事務局、お問い合わせ下さい。次回から、ご案内をお送りします。

（S58年卒）

薬師寺宏子 (ugg86084@nifty.com)連絡先 045-313-4899 (FAX)

（株）プロジェクトショナルネットワーク澤田 sawada@pronet.jp.com

■ 東海支部

平成22年4月13日午後6時30分から、名古屋の堀川沿いに建つ名古屋コーキン・かしわ料理の老舗「鳥久」において、東北大法学部同窓会東海支部総会が盛大に開催された。

さて、本年の総会では、まず東海支部長を務める藤山祐司先生（昭和29年卒）のご挨拶から始まり、次いで、自ら司会進行役を務める幹事の加藤雄一先輩（平成7年卒）による会計報告が全会一致により承認された。

その後、八島行康先輩（昭和18年卒）による音頭のもとに乾杯が行われ、名物の鳥鍋を囲む懇親会が始まつた。

め、特別参加者としてご来賓の皆様、文学部と経済学部の諸先生方も加え総勢22名の参加者が集い、各テーブルからはご年配の方々も若手も入り乱れた賑やかな談笑の声が上がり、大変な盛会となつた。いくつものテーブルから、一年ぶりの再会を喜び合う声が聞こえてきて、同窓会に参加された方々が、年に一度の貴重な行事であるこの同窓会を大変楽しみにされている様子が私にも伝わってきた。

また、来賓としてお越し下さいました芹澤英明東北大学法学院長及び清水廣行東北大学法学院同窓会本部事務局長のご挨拶や、各参加者からの近況報告も行われた。懇親会中には、東北大法学部同窓会50周年記念誌「若き日の友情と感激のために」の回覧も行われ、様変わりした大学の様子などに驚きの声が上り、最後に出席者全員で「青葉もゆる」の大合唱を行い、本年度の同窓会支部総会は閉会となつた。

参加させて頂きましたが、同窓会に参加することで大学時代思い出出し大変懐かしい思いがあるとともに、諸先輩方の大変味深いお話を伺うことができとても楽しかったです。これで同窓会に参加されなかつた様方も、お時間がありました是非お気軽にご参加頂ければ存じます。

平成17年卒

大阪支部

川口哲生

子が私に任せてくれて
また、来賓としてお越し下
さつた芦澤英明東北大学法学部
長及び清水廣行東北大学法学
部同窓会本部事務局長のご挨拶
へ、よき一日となりました

や、各参加者からの返済報告が行われた。懇親会中には、東北

大学法学部同窓会50周年記念誌

「若き日の友情と感激のために、」

大学の様子などに驚きの声が上
の回覧も行われ 様々な意見が交

がつていた。

和やかな雰囲気の中で時間は
あっという間に過ぎていきました。

あつといん間に過ぎない。

ら、最後に出席者全員で「青葉もゆる」の大合唱を行い、本年度の同窓会支部総会は閉会となつた。

私は、今回初めて支部総会に

参加させて頂きましたが、同窓会に参加することで大学時代を思い出し大変懐かしい思いがするとともに、諸先輩方の大変興味深いお話を伺うことができ、様方も、お時間がありましたら是非お気軽にご参加頂ければと存じます。

(平成17年卒)

大阪支部

川口 哲生

大阪では、平成22年1月22日に大阪支部同窓会が開催されました。

大阪支部の同窓会は、数年前から毎年1月の下旬ころ、大阪梅田・フェニックスタワーのビルホール「スーパードライ梅田」で行なわれており、今年も例にて漏れず同時期・同所での開催となりました。

今年は、仙台から法学部長・同窓会長である芦澤英明教授、清水廣行本部事務局長が御来阪下さいました。また、同窓会広島支部から友情参加ということ

参加された同窓生の年齢構成も幅広く、昭和28年卒の大先輩から平成21年卒のフレッシュな新卒の方までおられました。私が大阪支部同窓会に初めて参加したのは、平成18年のことになりますが、そのときは、平成卒の方の参加が少なく、また出席者の規模も30名程度であつたと記憶していますが、年々参加者も増えて、今年は、全体で50名の方にご出席いただき、また、平成卒の方がそのうちの三分の1を占めるなど、大阪支部同窓会は益々活況を呈してまいりました。

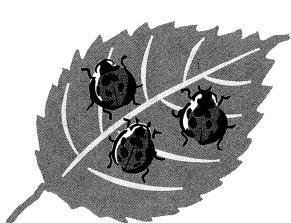
冒頭、恒例となつた大錦支部長の美声による祝歌により会が始まり、来賓の祝辞や各同窓生の近況報告などがありました。

その中で、東北大学は、平成21年度の新司法試験合格者の人数が苦戦したということで、大坂支部の同窓生からは、大学側および在校生に対し、奮起を促すとともに応援をしているという趣旨のコメントが多く聞かされました。

で、桑江康一支部長にもご参加頂けました。

り、今現在試験に挑戦されてい
る方は大変なことだと思います
が、後輩がより多く合格するこ
とを多くの先輩が楽しみにして
いますので、是非がんばってい
ただきたいと思います。

(大阪支部理事
平成9年卒)
【大阪支部連絡先】
〒533-0100 54
大阪市北区南森町1丁目3番13
号藤隆ビル5階
大錦義明法律事務所



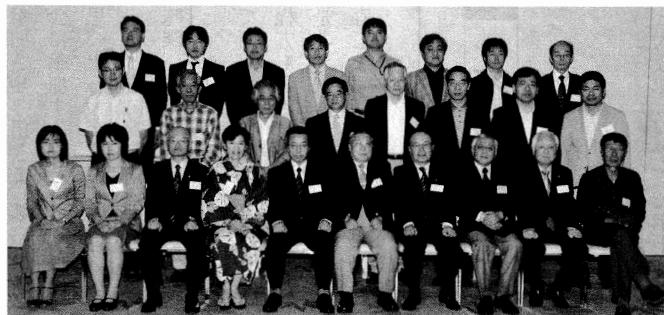
広島支部

東北大學法學部同窓会 広島支部総会開催状況 及び広島の近況について

平成22年7月21日

平成21年6月6日に、東北大學法學部同窓会広島支部の総会が、東北大學法學部同窓会前会長の稻葉教授、同窓会事務局の清水局長はじめ28人が出席して開催されました。設立3年目を迎えた昨年は、大阪支部の大錦支部長が参加してくださいました。また、ゲストとして、平成2年工学部大学院電気情報学科修了の豊田広島市副市長をお迎えしました。

広島市では、毎年6月第1金土、日曜日の3日間、市内にある圓隆寺（えんりゅうじ）の夏祭りである「とうかさん大祭」が開催されます。「とうかさん」という名の由来は、圓隆寺の境内に祭られる稻荷大明神の「稻荷」を、音読みで「とうか」と読んだことであるといわれ、このお祭りは、浴衣の着初め祭りとされています。



平成21年6月6日に、東北大學法學部同窓会広島支部の総会が、東北大學法學部同窓会前会長の稻葉教授、同窓会事務局の清水局長はじめ28人が出席して開催されました。設立3年目を迎えた昨年は、大阪支部の大錦支部長が参加してくださいました。

最近「広島」の話題というと、広島市が2020年の夏季オリンピック・パラリンピックの招致検討を表明したことでしょう。広島市においては、昨年10月31日に招致検討委員会が設置され、現在、2020年オ

も、広島市によるこのオリンピック招致検討の表明は、突然のこと驚いたというのがますます驚いたという年です。しかし、広島市議会で核兵器廃絶を目指すこととされた年であることを、私は今回初めて知りましたが、この年に被爆地である広島でオリンピックを開催することとは、大変意義があり、実現されればすばらしいことだと思います。しかし、広島の都市規模で本当に開催が可能なのか、開催後に財政悪化が深刻になるのではないかといった心配もあります。

現在、市民の間でも、オリンピック招致応援の署名活動が行われるなど、オリンピック招致に向けて関心が高まっています。私は、このオリンピック招致検討は、核兵器廃絶を願い平和を望む広島の思いについて、あらためて深く考える良い機会も少なく、10年前に卒業30周年で集まりましたが、40周年を機にこのたび記念同窓会を企画しました。

40Jは昭和40年（1965年）法学部入学で1969年に多くが卒業し、今年2009年卒業40周年を迎えました。（何人かは司法試験合格の他で卒業年次がずれています）

40J卒後40周年記念同窓会
(2009年11月14日)

40J

●同窓会だより●

旧仙台医専の階段教室を見学、続いて在学当時の法文系図書館（現史料館）の建物を懐かしみ、阪神地区等に就職しました。そんなことから全体として集まる機会も少なく、10年前に卒業30周年で集まりましたが、40周年を機にこのたび記念同窓会を企画しました。

15時半に片平北門に10人ほどが集まり、まずは「片平構内散策」と称し魯迅が学んだというみならず世界中で、核兵器廃絶を樂しませました。（阿見君が大学広

副市長は、華やかな浴衣姿で登場され、仙台と広島の比較、東北大學と広島大学の比較などをテーマに、広島市における最近の動きなども交えた講演をしてくださいました。

も、広島市によるこのオリンピック招致検討の表明は、突然のこと驚いたという年です。しかし、広島市議会で核兵器廃絶を目指すこととされた年であることを、私は今回初めて知りましたが、この年に被爆地である

広島でオリンピックを開催することとは、大変意義があり、実現されればすばらしいことだと思います。しかし、広島の都市規模で本当に開催が可能なのか、開催後に財政悪化が深刻になるのではないかといった心配もあります。

（鈴木博子 平成1年卒）

に関する議論がますます深まる事を期待したいと思います。



ホテルには定刻前から老けたけど面影を残した同級生が次々と集まってきた。その数40人、同期生153人からすると1／3弱ながら40年の歳月の経過を忘れる和気あいあい賑やかな時間を過ごすことができました。広島から馳せつけた今田君の乾杯挨拶に始まり、法学部吉田教授(41J)から法学部の近況について挨拶をいただき、語り尽くせぬ半生を各人1分に纏めた自己紹介、記念撮影、「青葉萌ゆる」の齊唱とあつと言う間に終わりの時刻となりホテル内の2次会場に座を移した。卒業後初めて仙台を訪れた者、家族に青春の地を案内しよう同伴した者もいて「青春・忘れじした。

翌日は8人が参加したゴルフ会が催され、これからは毎年でも会いたいものだと再会を約して散会した次第であります。(40J在仙幹事 佐々木信義)

平成21年11月14日 於・メトロ
ボリタン仙台

入学50周年記念同期会

三五J

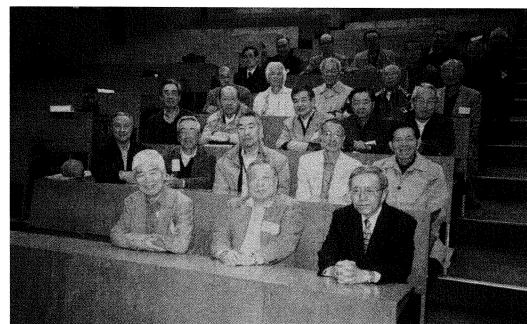
内の中善並木に集合した。この時期は例年桜が満開になるのが、今年は異常気象のせいであつと二分咲きであった。午後

2時過ぎ法学部一番教室で阿部元総長の講演を聴講した。演題は「東北大学の百年と今後の展望」、サッポロ農学校が東北帝大の分校であったことを知らないう人は多い、これからは海外から見て魅力のある大学を志向し、学者の役割は未来を提言することが重要と説かれた。1時

35Jの面々は入学すると否立と共に急激に熱気が冷めるのを体験し、自分の立ち位置を定めるのに苦慮した。その年の秋の大学祭に模擬焼鳥店「法一亭」で参加し、その収益金で中善並木の碑と桜並木をつくった。顧みれば、我々は戦後の混乱期・復興期を経験し、卒業後は成長期の日本のため各分野で尽力した。しかし、最近は「失われた10年」「失われた20年」懸念し、再び明るい未来と「若き日の友情と感激」を取り戻すこと願うこと切である。(在

第一回18日は午後一時に川

入った。魯迅が百年以上前に学



(な行) 幹事 中村一 記)

昭和35年法学部入学の面々は今年入学50周年を迎える、4月18日に同期結束の証である中善並木に集合し仙台・秋保温泉で一泊二日の同期会を開催した。例年は東京で3月5日に開催しているが、50周年の節目を仙台で行うこととした結果、52名と言ふ多数の参加を得ることが出来た。今回はいつもの懇親会に加えて、阿部博之元総長の講演や魯迅ゆかりの医学校教室・東北大史料館訪問・全キヤンバスの将来計画の学習と実地見学等の特別企画があり、貴重な機会となつた。会は終始和気謙々とした雰囲気で順調に進行し、夫々が満ち足りた気持ちで愉快な一夜を過ごした。

第二日目は9時にホテル出発、前日に引き続きバスで、おはぎ日本一「佐市商店」の名物土産を買込み、三神峯・友朋寮跡・市街中心部を抜けて農学部・明善寮・医学部・川内北キャンパスを回り、青葉城址にて市内展望後昼前に片平キヤンバスへ入った。魯迅が百年以上前に学んだ医学校教室で、杉山丞教授から「東北大学再編計画」を聞き、更に永田英明准教授より「魯史」展示及び「小田滋記念資料室」を見学し二日間で学んだことへの理解を深めた。仙台名物牛タン弁当を片手に三々五々片平の桜満開を堪能し、午後2時半来年3月4日東京での再会と7年後の「喜寿の集い」を元気で迎えようと約して仙台駅前で解散した。

35Jの面々は入学すると否立と共に急激に熱気が冷めるのを体験し、自分の立ち位置を定めるのに苦慮した。その年の秋の大学祭に模擬焼鳥店「法一亭」で参加し、その収益金で中善並木の碑と桜並木をつくった。顧みれば、我々は戦後の混乱期・復興期を経験し、卒業後は高度成長期の日本のため各分野で尽力した。しかし、最近は「失われた10年」「失われた20年」懸念し、再び明るい未来と「若き日の友情と感激」を取り戻すこと願うこと切である。(在

迅の仙台時代の様子やその成績表他の史料館展示につき聞く。その後史料館で「東北大学百年史」展示及び「小田滋記念資料室」を見学し二日間で学んだことへの理解を深めた。仙台名物牛タン弁当を片手に三々五々片平の桜満開を堪能し、午後2時半来年3月4日東京での再会と7年後の「喜寿の集い」を元気で迎えようと約して仙台駅前で解散した。

35Jの面々は入学すると否立と共に急激に熱気が冷めるのを体験し、自分の立ち位置を定めるのに苦慮した。その年の秋の大学祭に模擬焼鳥店「法一亭」で参加し、その収益金で中善並木の碑と桜並木をつくった。顧みれば、我々は戦後の混乱期・復興期を経験し、卒業後は高度成長期の日本のため各分野で尽力した。しかし、最近は「失われた10年」「失われた20年」懸念し、再び明るい未来と「若き日の友情と感激」を取り戻すこと願うこと切である。(在

沖和のつどい (鎌倉中善会)



鎌倉も桜が少し遅れて4月10日(土)の会は丁度満開でした。一年ぶりの再会ですが陽光緑風のもと今や健老の飯沼(昭23)相原・平野(25)阿部・豊嶋(26)さん等始め岡山富山名古屋仙台鉄道からの人等40名の

子4人が付添い、泉下の先生の激励をいただきました」と挨拶されました。

小野幹事から予め会員の心

境近況が冲和会ニュースとして配られ、更に松岡正剛氏の『地方を歩いて法を拾う』(松岡正剛千夜千冊'06求龍堂)という中川先生の「民法風土記」を取り上げたコピー記事が清水さんの推薦で配られ、話題が広がりました。昨今日

本文化研究者として評判の著者は、「中川善之助は身分法学の飛び抜けた第一人者である。しかも歩く法学なのである。18章にわたり全国各地の生きた法の現場を歩き、法の道を生きたまま取出したのだから面白い法学風土だ。こんなに面白い法学風土記を書ける法学者はいま一人もいないだろう。……」と。

参加者でした。

坪井さん、畔柳(30)・小野

(35)ご夫妻の他名古屋からの相原さんはうら若き女性教え子4人が付添い、泉下の先生の

ご慈顔が偲ばれるようでした。

仙台からの同窓会事務局長・清

水さん(39)は「この会は同窓の絆かくあるべしとの思いです。中善並木の同期生とも再会

できた上、諸先輩の方々からは

激励をいただきました」と挨拶されました。

写真は松村・吉田さん(36)にお願いしました。春のひと時をこうして各世代で交流できるのは、一老楽でしようか。明春は4月9日の予定です。ご縁の方々が、お健やかにて再会できるよう祈っております。

(文責 秋山嵩(36))

第37回 プラマイ会開催される プラマイ会

年2回、5月と11月開催の定期例会が今年は何故か、12月3日、いつもの場所を替え、半蔵門を

普だ。あつという間に時間がたつた。もう時間です。エールの交換、集合写真、肩を組み合って学生歌「青葉もゆるこのみちのく」を歌い、お開きとなりました。今回もイン



今回から18時からのスタートでしたが、18時にはまだ集まらず。いつものように、乾杯の練習をとある先輩は申しました。貸切りの宴席では冒頭、ご退官時の研究室でのインタビューをテープで拝聴したことで更に印象深いものがありました。「酒は知己に逢うて飲み、詩は会する人に向かって吟ず」酒を介して旧話題はいろいろ。退職した話が3分スピーチで近況を報告し合に配慮した結果だ。全員が揃ったのは19時。全員が揃う前から、研究室でのインタビューをテー

頂だね、温顔が浮かぶようだ。」いつものように、乾杯の練習を繰り返す。料理はコースで、テーブル席、皆が移動しやすいよう配慮した結果だ。全員が揃ったのは19時。全員が揃う前から、大台に乗らないのが悩みの種だ。参加者は受付順に、杉山哲郎、鷗田恵一、山内容、松島光男、瀬野俊樹、島田武幸、細見裕、佐藤均、川上雅人、宇野哲人、飛田照幸、佐藤雅春、小川耕一、杉山昇、本間秀行、高橋京太、石川正、和田義則の諸君であつた。いつも応答のいい人は大概職、二足のわらじ、孫のこと、伴侶を亡くされた話と年齢相応のものだった。特筆すべきは石川君から天皇陛下を当ホテルで案内した話が突如飛び出しある話題が出ると、実は我也なるのは前回同様。私も」となるのは前回同様。拝見で見た。不参加の友の消息も伝えられる。連鎖反応で、盛り上がる。その際の写真もトッピングであります。

決まっている。今回は杉本君がトップ引きであった。次回は5月2日、11月開催の定期例会が今年は何故か、12月3日、いつもの場所を替え、半蔵門を

普だ。あつという間に時間がたつた。もう時間です。エールの交換、集合写真、肩を組み合って学生歌「青葉もゆるこのみちのく」を歌い、お開きとなりました。今回もイン

月28日を予定している。もう邊曆を過ぎ、徐々に人生のしがらみから解放される人も多くなった。おいおいこの輪も段々と広がつてゆくだろう。この会はS43年入学か、S47年卒業の方なら誰でも参加が可能です。どうぞ世話人までコンタクトを願います。仙台の昔と今を熱く語りうではありませんか?

世話人 和田義則
メール: wada-yos@uacatv.yokohama.ne.jp

36年卒同期会

36年卒「萩偲会」 岩手路2泊3日の旅

昨年9月一行45人（内夫人同伴7組、四国より猪瀬氏夫妻、北海道より高山氏参加）先ずは、県央花巻市から東はリニア式海岸は宮古市淨土ヶ浜に至る往復の経路。名添乗員と美人ガイド。

最初、奥州市（水沢区）は日本唯一の緯度観測所（現、国立天文台VLBI観測所）で、木村栄博士のZ項発見の足跡、我国最大の電波望遠鏡、銀河系10万光年の立体映像を楽しむ。当市は、幕末の医／蘭学者で日本の国際人／教育者として「太平洋

も生涯を捧げた高野長英・明治道院総裁、関東大震災では帝都復興の功労者後藤新平の各功績を辿る。泊りは花巻郊外の新鉛温泉で、吉田／大槻両氏の名司会で、宴は大盛況。

夜明けのために投獄を脱しつつも生涯を捧げた高野長英・明治に通信／内外務大臣、後に鉄道院総裁、関東大震災では帝都復興の功労者後藤新平の各功績を辿る。泊りは花巻郊外の新鉛温泉で、吉田／大槻両氏の名司会で、宴は大盛況。

3日目は早朝、日本一早いと日の出を拝む。遊覧船で暫しリアス式海岸を散策。魚介類を

淨土ヶ浜際にて新鮮な御馳走に皆感激。令夫人方の自己紹介も楽しく、宴更に盛上がる。声楽家及川行翁氏音頭で「青葉もゆる」を全員で熱唱。

百メートル透明度世界有数。なおも未公開の凄絶な本洞を擁し石筍等学術調査中。泊りは、

洞の一つ。地下湧水が地底湖を複数形成。水深

木館へ。諸氏の質問、

感想は本日も鋭い。次は東へ、岩泉町、「龍泉洞」へ。日本三大鍾乳洞の一。地下湧水が地底湖を複数形成。水深

学者金田一京助、ワソコソバ屋で昼食後、旧渋民村は岩手山麓、啄木館へ。

戦前の宰相、終戦時の海軍大臣「軍服の平和論者」米内光政。言語

のかけ橋」新渡戸稻造。（写真は奥州遊學館にて松村文雄氏撮影）。最後に秋山嵩氏の

佳作

に南に散会。お疲れ様でした。

法30会は、昭和30年（前後を含む）法学部卒業の同期会で

秋保温泉の蘭亭で同期会が開かれました（一泊）。会する者35名、久しぶりに三麗花も勢揃いしました。（あとお一方はご夫人）。喜寿前後の者ばかりで

が、意気すことぶる軒昂、大いに飲みかつ語つて

盛会のうちに幕となりました。翌日山形方面へのオプション・ツアーオ出かけた諸君を送つたのち、再会を約して解散しました（平成22年5月8日記す・阿部純二）。

法30同期会報告

法30同期会

人）。喜寿前後の者ばかりで



H 21.10.5	H 21.9.5	H 20.9.5	H 19.10.5	H 19.19.5	H 21.19.1	H 21.19.2	H 21.19.6	(平成二十一年度に判明された方)
i	10	5	9	10	5	1	19	弘山
廣瀬	鹿野	落合	伊藤	松木	畠山	吉田	三浦	喬樹殿
豊夫殿	琢見殿	健殿	大治殿	久尚殿	真忠殿	一郎殿	順郎殿	S 27.3
S 27.3	S 26.3	S 26.3	S 25.3	S 24.3	S 23.3	S 22.9	S 29.3	H 21.2
3	3	3	3	3	3	3	3	H 21.2
								保原喜志夫殿
								S 34.3
								S 34.3

おくやみ

【会員の皆様へのお願い】

一、年会費（3000円）の振込は忘れない

前払の学生・十年未満の終身会員・特別会員を除く全員

二、「特別寄付金」の受付は、何時でもOKです
卒業年・氏名・特別寄付金であることを明記願います

三、住所変更・死亡通知などは、出来るだけ早く

本部事務局にて、原則として月・水・金の午前中受付
(TEL・FAX・メールいづれでもOK)

四、同窓会の役員になり、積極的に協力する
本部・支部・同期会・各種グループを問わない

H 20.1.林 良二郎殿	S 9.3	H 22.2.引地 藤藏殿	S 29.3	H 20.3.千田 章殿	S 29.3	H 21.1.石山 省三殿	S 29.3	H 19.9.三浦 順郎殿	S 28.3	H 21.6.弘山 喬樹殿	S 27.3
H 21.1.稻垣 實殿	S 10.3	H 20.1.渡辺 英夫殿	S 29.3	H 19.1.藤原 哲郎殿	S 30.3	H 20.1.英夫殿	S 29.3	H 21.1.伊藤 允人殿	S 36.3	H 22.3.工藤 憲司殿	S 35.3
H 21.6.多賀 義高殿	S 10.3	H 20.11.屋敷 兼平	S 31.3	H 20.9.河鰐 昌美殿	S 31.3	H 20.11.昌美殿	S 31.3	H 21.5.松尾 一郎殿	S 39.3	H 21.7.吉田 隆行殿	S 35.3
H 21.2.芦谷 憲二殿	S 12.3	H 21.2.谷川喜久治殿	S 12.3	H 21.12.(不明)河鰐 兼平	S 31.3	H 21.12.河鰐 兼平	S 31.3	H 21.9.目加多允彦殿	S 39.3	H 20.11.渡辺 正明殿	S 34.3
H 19.3.関本 正二殿	S 13.3	H 15.3.新野 政治殿	S 13.3	H 20.9.諸岡 誠貴殿	S 31.3	H 20.9.諸岡 誠貴殿	S 31.3	H 21.7.佐久間 昭殿	S 40.3	H 21.2.保原喜志夫殿	S 34.3
(不明)秋元佐一郎殿	S 13.3	H 21.1.秋元佐一郎殿	S 14.3	H 21.12.篠田 四郎殿	S 31.3	H 21.12.篠田 四郎殿	S 31.3	H 21.9.佐久間 昭殿	S 40.3	H 21.1.弘山 喬樹殿	S 27.3
H 20.6.三宅 明殿	S 14.3	H 20.6.飯田 有二殿	S 14.3	H 20.9.尾杵 健寿殿	S 31.3	H 20.9.尾杵 健寿殿	S 31.3	H 21.6.高橋 利文殿	S 49.3	H 21.6.弘山 喬樹殿	S 27.3
H 20.6.飯田 有二殿	S 16.3	H 21.2.松澤 正司殿	S 16.3	H 20.11.高橋 浩一殿	S 32.3	H 20.11.高橋 浩一殿	S 32.3	H 21.1.高橋 則夫殿	S 50.3	H 21.2.保原喜志夫殿	S 34.3
H 20.10.佐藤 久弥殿	S 17.9	H 20.10.飯田 有二殿	S 17.9	H 21.8.及川 浩一殿	S 33.3	H 21.8.及川 浩一殿	S 33.3	H 21.1.高橋 則夫殿	S 50.3	H 21.2.保原喜志夫殿	S 34.3
H 20.10.佐藤 久弥殿	S 17.9	H 20.10.飯田 有二殿	S 17.9	H 20.11.尾杵 健寿殿	S 33.3	H 20.11.尾杵 健寿殿	S 33.3	H 21.9.小林 良光殿	S 51.3	H 21.2.保原喜志夫殿	S 34.3
H 20.10.佐藤 久弥殿	S 17.9	H 20.10.飯田 有二殿	S 17.9	H 21.1.高橋 浩一殿	S 33.3	H 21.1.高橋 浩一殿	S 33.3	H 21.9.小林 良光殿	S 58.3	H 21.2.保原喜志夫殿	S 34.3

編集後記

け、一日も早く全支部からの報告が掲載できるように念じております。

○4ページでスタートした「会報」ですが、内容の充実

寄贈による国際法関連資料を閲覧する「小田滋国際司法裁判所判事記念室」が片平キヤンパスに開設されました。予約制ですがぜひ折を見てお尋ねください。その概要を

シナリオとともに紹介しました。新たに32ページの新記録となりました。「記念誌」でもなぜ東北大学を目指すかの原稿が数点あります。

また、本号が皆様のお手元に届くころには「片平エクス

ンション教育研究先棟」が落成し法学研究の新たな拠点としてスタートします。その外観

は写真を本号の巻頭に掲載しました。

○同窓会50周年記念行事も一段落し、また新たな歴史へ

積み重ねを始めております。

この2年ほど積極的に各地の同窓会支部と本部との交流を強化してきましたが、その成

果が「支部だより」の充実を現れてきました。現在全国12

支部中9支部からの報告が寄せられております。大学百周年を機にスタートした「萩友

会」(全学一体の同窓会組織)で納めたいというありがたい活動との兼ね合いもあるかと思

いますが更に組織強化を続

きで運営は皆様の年会費が頼りで

いますので、皆様の御協力を

より広範囲な原稿を織り込んで内容の充実を図りたいと思

いますので、皆様の御協力を

お願いいたします。

○いつものことながら同窓会

運営は皆様の年会費が頼りで

ます。長年の未納入分をまとめて納めたいというありがたいお申し出がありました。

(清水)